資料4

改定　　一部改定案

寒川町 みどりの基本計画



令和８年　月一部改定
令和３年４月

寒川町

改定寒川町みどりの基本計画の一部改定にあたって

現在の「改定　寒川町みどりの基本計画」は、令和３年に全面改定し、５年が経過しました。

全面改定以降、役場内の組織の見直しによる所管課の変更、産業集積拠点として整備された組合施行の田端西地区土地区画整理事業により生み出された新たな公園の整備完了、基金再編にともなう表記の変更、及び都市計画緑地に関する方針の変更により、これらを踏まえ、本計画の一部改定を行います。

特に都市緑地の整備方針を変更して公園とするのは、都市計画決定以降、社会情勢をみると人口減少や少子高齢化が進み、寒川町もこの課題に直面しています。このことから、持続可能なまちづくりのため、地方創生に向けた取り組みが求められています。

そこで、地方創生の取り組みの一環として、広い世代の方々が集い、活気があふれる空間の創出を目指し、スポーツレクレーションができる「にぎわい」と自然の景観を楽しむことや、休憩スペースなどで憩うことができる「やすらぎ」の両立が図れる公園とすることで、広い世代の方々が集う場として活用ができることを目指しています。

今後とも、社会情勢の変化に柔軟かつ的確に対応し、計画に関する施策を行っていきます。

令和８年　月

は　じ　め　に

みどりは、私たちの暮らしに潤いとやすらぎをもたらし風格ある都市景観を形成します。また、公園・緑地などのオープンスペースは、災害時の避難場所や防災拠点、ヒートアイランド現象緩和などの環境保全に資する重要な役割を担っています。さらに、水とみどりは全ての生き物の生息基盤であり、自然を体感できる環境は、心豊かな人間性を育むことにつながります。

平成８年に「みどりのマスタープラン」と「都市緑化推進計画」を一体化した「寒川町緑の基本計画」を策定してから２４年が経ちました。この間、さむかわ中央公園や寒川駅前公園などの公共空間のみどりは着実に増加しました。また、町民の皆さんとの協働による、公共空間への緑化推進活動の展開により、地域コミュニティの醸成につながっています。

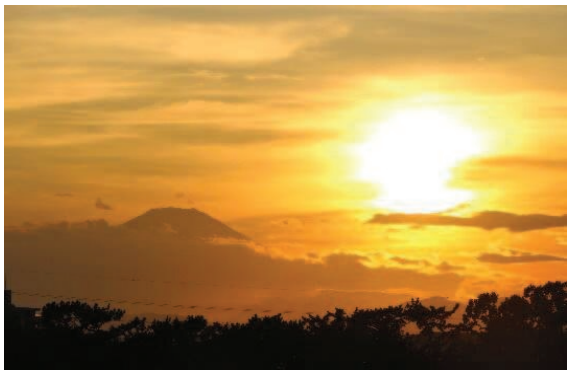
一方、開発に伴う樹木や樹林地の消失、農地の減少が続くなど、民有地のみどりの保全が課題となっています。

また、東日本大震災による未曾有の被害や、首都直下地震の被害想定などを踏まえ、防災性を高める公園整備などをより一層進めていく必要があります。さらに、少子高齢社会・人口減少社会をむかえ、あらゆる子どもからお年寄りまで、世代のニーズに即したみどりのまちづくりが求められています。

このようなみどりを取り巻く課題、社会情勢の変化に柔軟かつ的確に対応し、大きく育ったみどりの質をさらに高めていくため、本計画では、今後２０年間の基本方針を「寒川町みどりの基本計画」としてとりまとめました。

町民の皆さんとのパートナーシップのもと、町の将来像である『つながる力で新化するまち』の実現に向け、今後も取り組んでまいります。町民の皆様方の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和　３年　４月



寒川町長　　木　村　俊　雄

目　　次

第１章　寒川町みどりの基本計画見直しの考え方……1
　１－１　みどりの基本計画見直し方針……1
　１－２　計画の基本条件……1

第２章　寒川町のみどり概要……4
　２－１　都市の概況……4
　２－２　みどりの概況……5
　２－３　みどりの課題……10

第３章　みどりの将来構想……12
　３－１　みどりの将来像と基本方針……12
　３－１－１　みどりの将来像……12
　３－１－２　みどりの基本方針……12
　３－１－３　みどりの将来構造……13
　３－１－４　系統別みどりの配置方針……15
　３－２　みどりの目標（数値目標）……16
　３－２－１　計画のフレーム……16
　３－２－２　計画の目標水準……17

第４章　みどりの基本施策……21
　４－１　みどりの施策体系……21
　４－２　みどりの基本施策……22
　■保全－１　水辺を主軸とした町のみどりの骨格を守ります……22
　■保全－２　残された希少な樹林地のみどりを守ります……28
　■保全－３　農のみどりを守ります……34
　■創出－１　暮らしに身近な日常のみどりを創出します……36
　■創出－２　寒川町の顔にみどりを創出します……37
　■創出－３　みどりと共生する新しいまちを創出します……41
　■整備－１　町の特徴となる公園を整備します……43
　■整備－２　みどりにふれあう身近な場所を整備します……49
　■整備－３　安全・安心のためのみどりを整備します……51
　■継承－１　水とみどり文化の醸成……53
　■継承－２　みどりづくりを進める体制づくり……55
　■継承－３　みどりづくりの制度の充実……57

第５章　特徴あるみどり環境の整備・保全の方針 59
５－１　特徴あるみどり環境地区の設定 59
５－１－１　特徴あるみどり環境地区設定の意義 59
５－１－２　特徴あるみどり環境地区 59
５－１－３　特徴あるみどり環境地区別の整備・保全の方針 60

第６章　計画の推進について 65
６－１　計画推進のための仕組みづくり 65
６－１－１　計画推進のための役割分担 65
６－１－２　計画の推進体制の整備 66
６－２　計画の評価と見直し 67
６－２－１　ＰＤＣＡサイクルによる進行管理 67
６－２－２　計画の定期的な精査と見直し 67
６－３　推進プログラム 68
６－３－１　推進プログラム設定の考え方 68





第１章　寒川町みどりの基本計画見直しの考え方

１－１　みどりの基本計画見直し方針

寒川町（以下、本町という。）では、都市のみどりの保全と緑化の推進を図るため、平成８年に「寒川町緑の基本計画」を策定しました。

「寒川町緑の基本計画」策定から今日までの間２５年が経過し、全国的な少子高齢化や人口減少など社会構造の転換期を迎えるとともに、地球温暖化等の環境問題の顕著化、また生物多様性の保全や景観に対する意識の高まりなど、みどりを取り巻く社会情勢は大きく変化しています。さらに、根拠法である「都市緑地法」の改正や神奈川県による「かながわ生物多様性計画」の策定など、法制度等の面からも変化が生じています。

また、本町では「寒川町総合計画 2040」「寒川町都市マスタープラン」「第３次寒川町環境基本計画」の策定などが行われるとともに、さがみ縦貫道路全線開通やツインシティのまちづくり等、本町を取り巻く環境も大きく変化しており、今後のまちづくりの方向性を見据えたみどりの方策が必要となっています。

そこで、このようなみどりを取り巻く社会情勢や各種計画等の変化に対応しつつ、町内のみどりの現状や町民意識、さらにはこれまでに実施した施策の検証を踏まえた新しい時代にふさわしい計画とするため、「寒川町みどりの基本計画」の見直しを行いました。

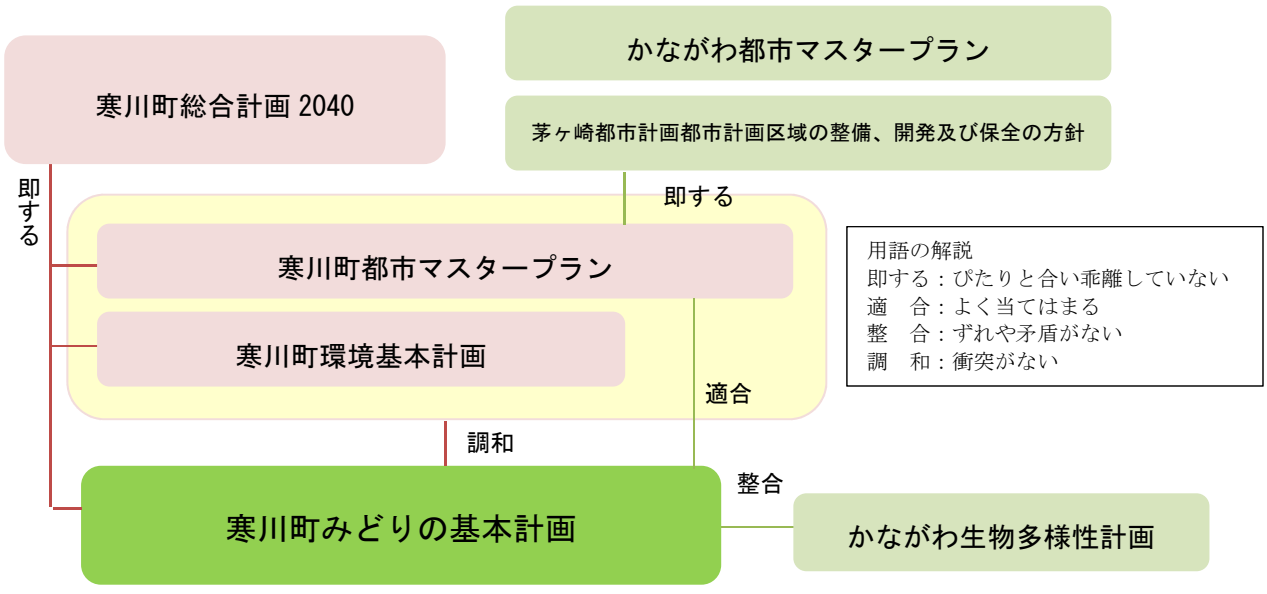
１－２　計画の基本条件

（１）みどりの基本計画とは

「みどりの基本計画」とは、都市緑地法第４条に規定されている法定計画であり、主として都市計画区域内における市町村のみどりとオープンスペースの保全・創出に関する総合的な計画です。計画の策定にあたっては市町村が主体となって住民の意見を十分に反映させることとし、策定後に公表することが義務付けられています。

（２）計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「寒川町総合計画 2040」に即するとともに、「寒川町都市マスタープラン」に適合し、また、「第３次寒川町環境基本計画」などと調和を図っています。広域的な視点として「かながわ生物多様性計画」との整合及び「かながわ都市マスタープラン」「茅ヶ崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」との適合も図っています。



（２）対象となるみどり

本計画で対象とするみどりは、日常生活で私たちの身近にある次のような様々な「みどり」を対象としています。

都市公園等のみどり	公共施設のみどり	住まいのみどり	民間施設のみどり	水　辺のみどり	農地や樹林地のみどり
さむかわ中央公園や地域の街区公園など	街路樹、小中学校の植栽地など	生垣、庭木など	工場の緑、神社仏閣の緑など	相模川、目久尻川、小出川などの水辺や水路など	田畑、植林地、雑木林、屋敷林など

◆みどりの役割

みどりは、私たちの生活と深く結びつき、都市空間に快適な環境を創り出し、安全・安心に暮らすために不可欠なもので、次のような役割を持っています。

都市環境の維持･改善
- ＣＯ$_2$の吸収、大気の浄化
- ヒートアイランド現象の緩和
- 騒音の緩和　など

生物多様性の保全
- 多様な生物の生育生息環境
- 生物の移動空間の確保
- 生物生態系の維持　など

防災･都市の安全性の確保
- 災害時の避難地
- 延焼の防止
- 洪水や土砂崩れの防止　など

健康･レクリエーション活動の場の提供
- 休養、散策
- 自然とふれあう機会の提供
- 季節感、心のやすらぎ　など

景観の形成
- 寒川らしいまち並み景観・美しい住環境創出
- 寒川神社や田園、相模川などの河川景観など郷土の原風景の形成

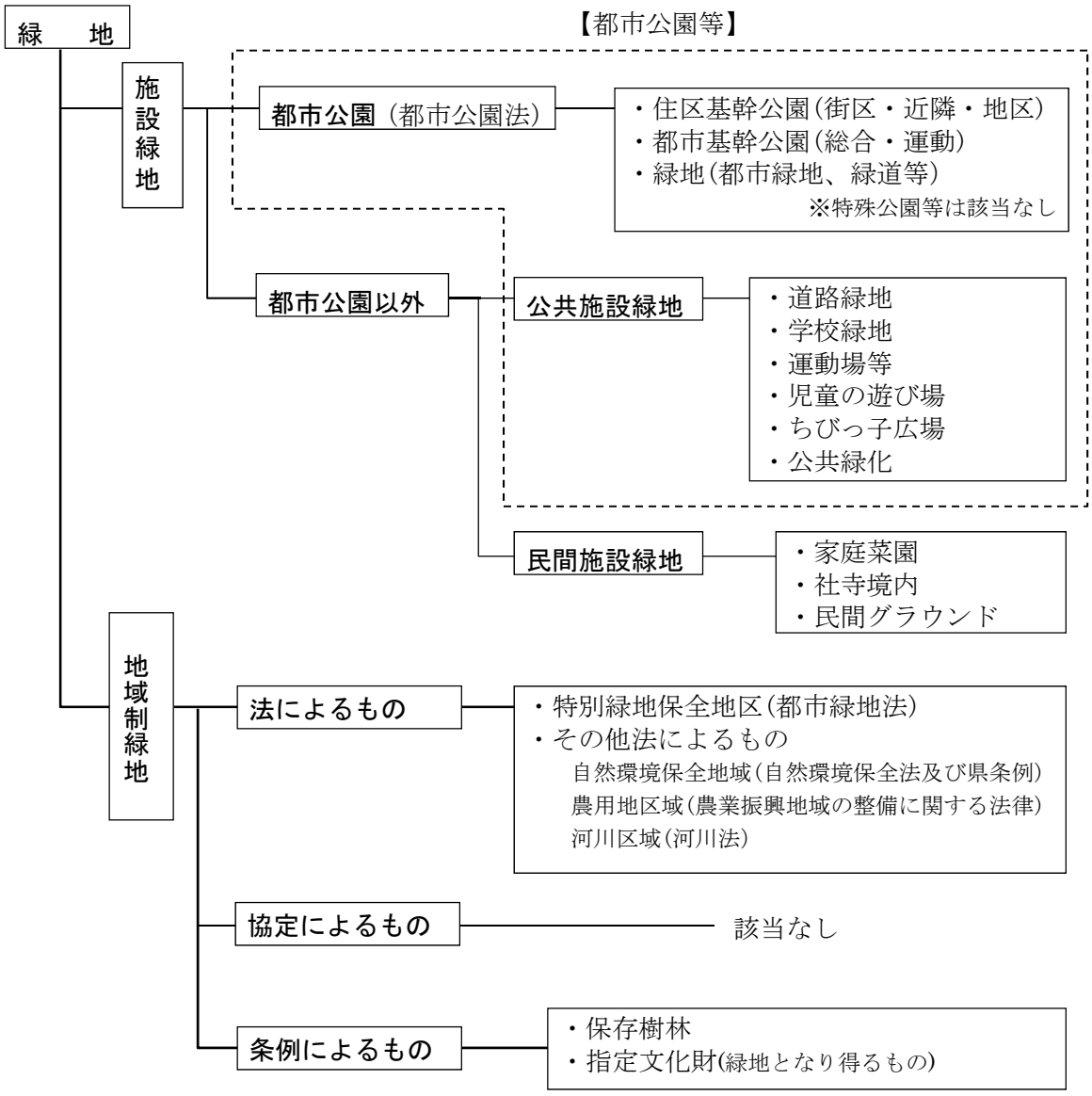
生産活動の基盤
- 農業の生産活動の基盤





（３）計画の対象となる緑地

本計画の対象となる「緑地」は以下の通りです。



その他のみどり　上記以外のみどり。

・小規模、公開性に乏しいみどり（個人の生垣、庭の植栽など民間建築物の敷地内のみどりなど）。
・永続性が担保されていない樹林、農地等のみどり。

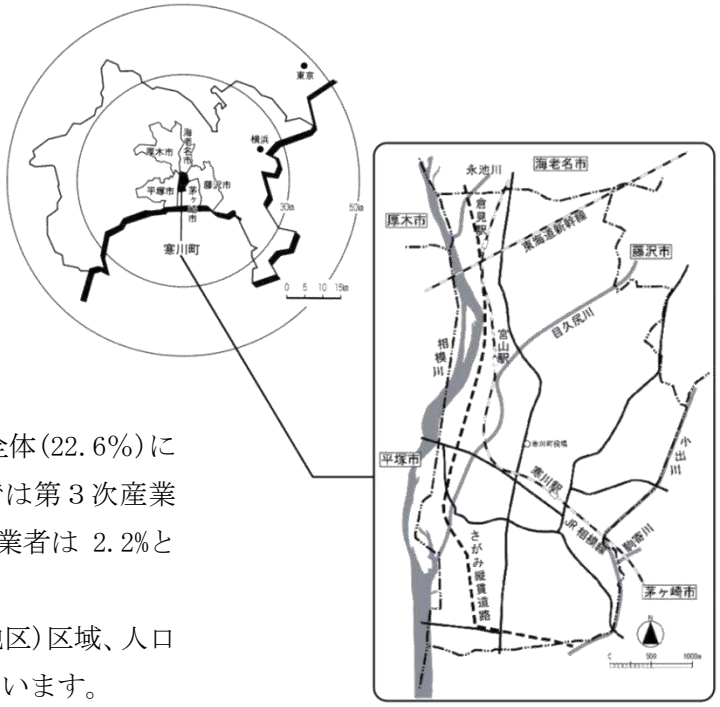
（４）計画の対象となる期間

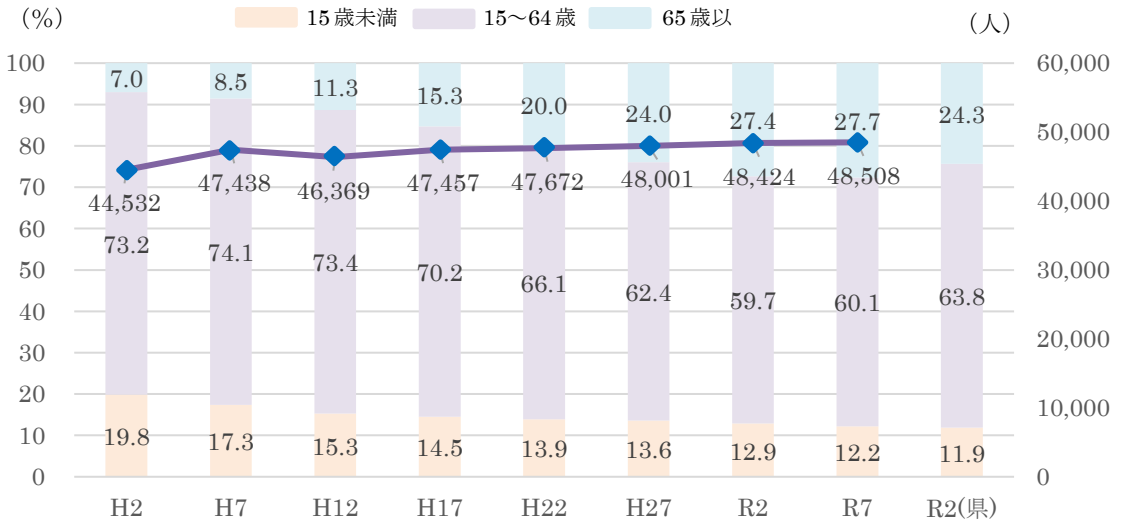
本計画の対象となる期間は、おおむね20年後の2040年までとします。

第２章　寒川町のみどりの概要

２－１　都市の概況

・相模川の河口から上流約６kmの左岸に位置します。
・高度成長期に工場進出と宅地開発が進行、令和２年４月１日時点で48,424と神奈川県内で最も人口の多い町となっています。
・人口は横ばいで推移、世帯数は増加傾向、高齢化が進行中です。
・第２次産業従業者が 36.0%と県全体(22.6%)に比べ高い傾向にあります。割合では第３次産業就業者が最も高く、第１次産業就業者は 2.2%とごくわずかとなっています。
・町域の50%以上がDID(人口集中地区)区域、人口の88.5%がDID区域内に居住しています。





寒川町の人口・年齢３区分別人口の割合の推移

・町域の半分以上が市街化区域で、工業系用途地域の割合が高くなっています。
・平成９年に東海道新幹線新駅県内誘致地区が倉見地区に決定、平成27年のさがみ縦貫道路(圏央道)の全線開通により、２つのインターチェンジが設置され、新たな都市基盤整備が進行しています。
・地形的には東部は相模野台地の南西部、そのほかは相模川、目久尻川、小出川によって形成された沖積低地となっています。

２－２　みどりの概況

（１）植生等の現況

・相模川、目久尻川、小出川と河川沿いの水田等水辺が特徴的な環境となっています。

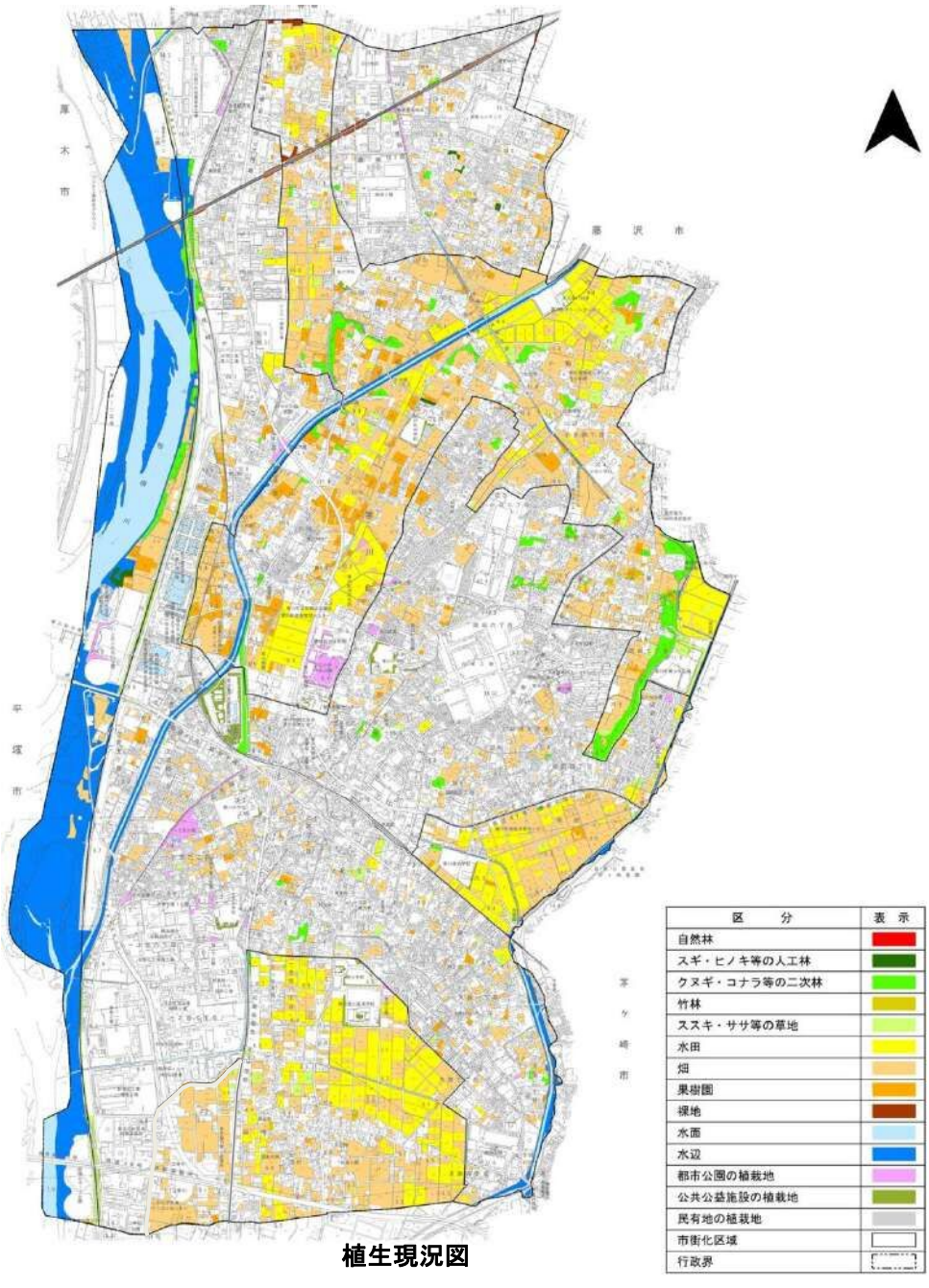
・緑被率は 37.8%で、うち農地が 22.3%を占めています。樹林地は 1.5%とわずかとなっています。（緑被とは純粋に「緑」に覆われている場所を指しており、法律などで担保がされていない民有地なども含まれます）

・水田は減少、宅地は増加傾向になっています。

・水辺を採餌環境、樹林地を営巣環境とする猛禽類やサギ類等の高次捕食者が生息しています。

・農家数、農業就業人口、経営耕地面積は減少傾向にあります。

・都市近郊農業を展開しており、稲作を中心に露地野菜、スイートピーやカーネーションなどの花き、梨、いちご等の栽培が盛んです。



植生現況図

（２）緑地の現況

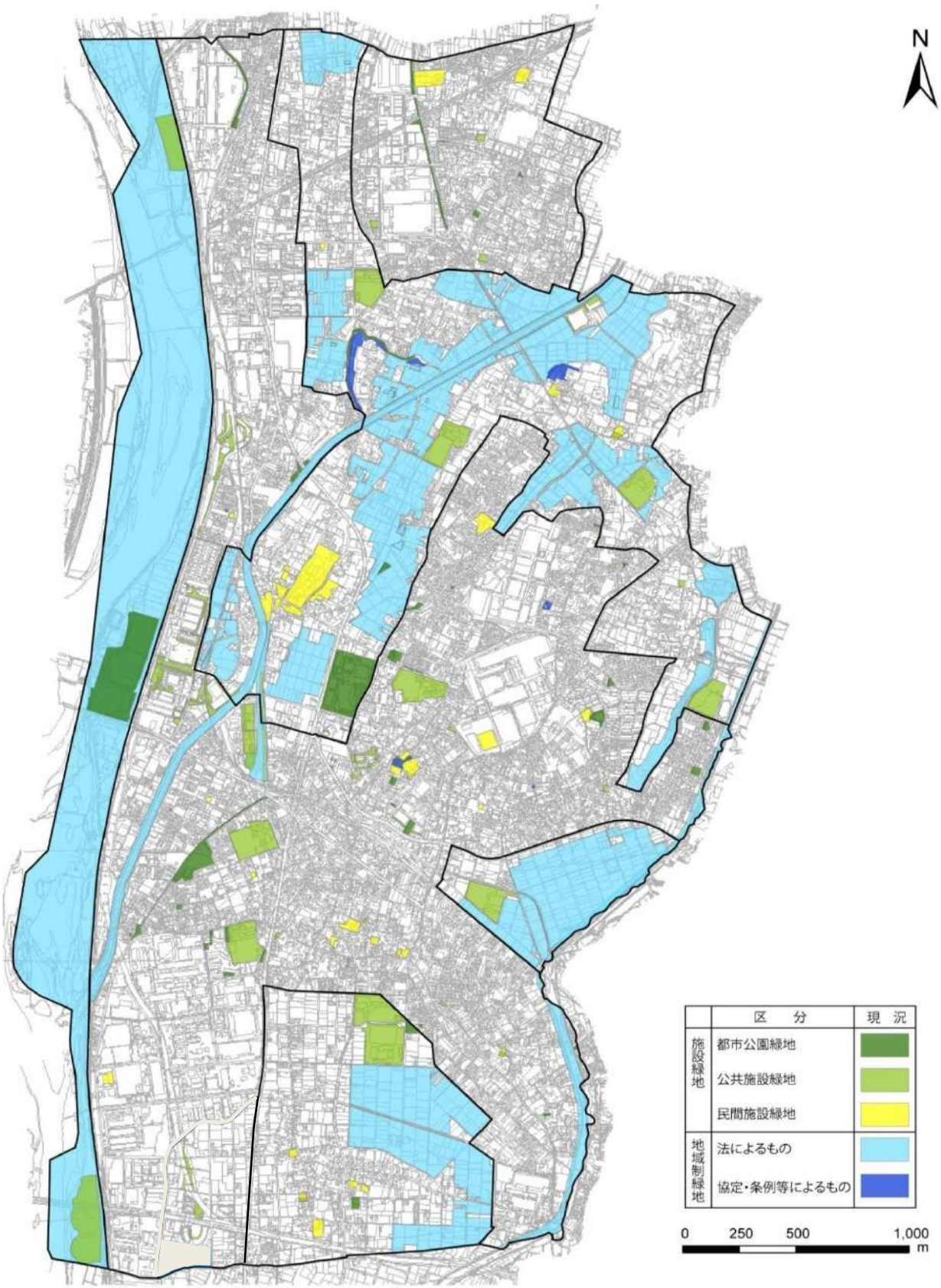
・令和元年の緑地総量は 379.0ha、都市計画区域面積に対する割合は 28.25%となっています。
・都市公園の面積は 18.81ha で、一人当たりの都市公園面積は 3.91 ㎡／人で、神奈川県平均の 5.50 ㎡／人を下回っています。
・都市公園は、街区公園 32 箇所、近隣公園 1 箇所（一之宮公園）、地区公園 1 箇所（さむかわ中央公園）、運動公園 1 箇所（川とのふれあい公園）、都市緑地 4 箇所、緑道 4 箇所、合計 43 箇所が整備されています。
・都市計画公園は全て整備済ですが、開設より 20 年を経過した公園が多くなっています。
・公共施設緑地として、道路緑地、学校緑地、児童の遊び場等が配置されています。
・社寺境内地や家庭菜園等の民間施設緑地は市街地における貴重なみどりとなっています。
・地域制緑地のうち「法によるもの」は、市街化調整区域の自然環境保全地域(寒川神社周辺及び越の山周辺)、農用地区域及び河川区域が指定されています。
・条例等によるものとして、旧目久尻川沿いの樹林地等に保存樹林が指定されています。

本町の緑地現況量(令和２年３月現在)

緑地種別＼区域区分別緑地量			市街化区域 現況量 ヶ所	市街化区域 現況量 面積(ha)	市街化区域 ㎡／人	都市計画区域 現況量 ヶ所	都市計画区域 現況量 面積(ha)	都市計画区域 ㎡／人
住区基幹公園	街区公園		28	2.14	0.50	32	2.48	0.52
住区基幹公園	近隣公園		0	0.00	0.00	1	1.50	0.31
住区基幹公園	地区公園		0	0.00	0.00	1	4.77	0.99
都市基幹公園	運動公園		0	0.00	0.00	1	7.22	1.50
基幹公園計			**28**	**2.14**	**0.50**	**35**	**15.97**	**3.32**
都市緑地			4	0.48	0.11	4	0.48	0.10
緑道			3	1.83	0.43	4	2.36	0.49
都市公園計			**35**	**4.46**	**1.04**	**43**	**18.81**	**3.91**
公共施設緑地			30	24.14	5.61	37	37.85	7.89
都市公園等計			**65**	**28.60**	**6.65**	**80**	**56.67**	**11.80**
民間施設緑地			16	3.26	0.76	27	10.29	2.14
施設緑地計			**81**	**31.85**	**7.41**	**107**	**66.95**	**13.94**
法によるもの			2	16.23	3.77	6	321.91	67.06
条例等によるもの			2	0.52	0.12	10	1.81	0.38
地域制緑地計			**4**	**16.75**	**3.89**	**16**	**323.72**	**67.44**
施設・地域制間の重複				0.00	0.00		11.62	2.42
緑地総計			**85**	**48.60**	**11.30**	**123**	**379.06**	**78.96**

緑地現況割合	市街地面積に対する割合	6.96	%
	都市計画区域面積に対する割合	28.25	%
都市公園等の現況（住民一人当り面積）	都市公園	3.91	㎡/人
	都市公園等	11.80	㎡/人

※各緑地面積の数値は㎡単位で集計し、四捨五入により算出しています。



寒川町公園・緑地現況図（令和２年３月時点）

（３）みどりに関する町民意向

①みどりの基本計画に係るアンケート(H27.11 実施)

・寒川町のみどりの満足度は過半数(約 58%)となっています。
・未来に残したいみどりは、「相模川の自然」54%、「寒川神社と周辺環境」46%、「目久尻川の自然」25%の３つが特に支持されています。
・みどりを残すための方策としては、「自然観察会などみどりの大切さを学ぶ場を増やす」38%、「緑地に法的な規制を行う」35%、「町民や団体が緑地の維持管理を行う体制をつくる」32%の順で支持されています。
・まちのみどりを増やすための取組みとしては、「公園や公共施設での花壇の設置など」46%、「駅や公共施設への緑化の拡充」「街路樹や緑地帯など道路緑化の拡充」がともに38%となっています。
・今後、増やしたい公園としては、「子どもが遊べる身近な公園」36%、「東屋（あずまや）やベンチなどがある公園」34%、「水とふれあえる公園」23%の順となっています。
・町に支援して欲しいことは「助成など経済的な支援」29%、「講習会や勉強会などの開催」25%、「活動場所の提供や道具の貸し出し」24%の順となっています。

②みどりの基本計画に関する説明会の主な意見(H28.2 実施)

□緑化
・公園内には、日陰を作る意味でも適度な量の樹木は植栽したほうがいい。
・本町には鎮守の森が少ない。倉見神社などに防災林を植栽したほうがいい。
・緑には延焼を防止するという役割があるので、防火性が高い樹種も記載しておくといい。
・工場内の緑化をどうしていくか考えたほうがいい。

□計画の実効性確保
・構想だけにとどまらず、一つ一つの項目を実効性ある計画にしてほしい。
・町がやるべきことと、住民に協力をお願いすることを具体的に示してほしい。
・現行の計画は手を広げすぎたがゆえに、どの事業も中途半端で終わってしまった。次の計画では、一つ一つ計画の成果を出してから次に進んでいくような取り組みをしたほうがより実現性が高まる。

□計画の進行管理等
・計画策定には有識者が含まれていると思うが、職員、住民はどのように関与するのか。また、フォローアップは有識者を含めて行い、計画の実績評価をしてほしい。
・計画期間がわからない。時間軸がわかっていれば記入したほうが情報共有でき、協力を得られやすい。
・「何を」「誰が」「いつまでに」を計画に明記してほしい。進捗状況は「誰が」「いつまでに」「どのタイミング」で行うのか。また、管理責任者を明確化したほうが進捗しやすい。
・担当職員の異動等があっても、計画を継続し、達成出来るような体制づくりが大事だと思う。

（４）上位・関連計画

本計画に係る上位・関連計画は以下の通りです。

○かながわ都市マスタープラン：相模川と支流の流域を一体的な流域ととらえ、山・川・海の連続性を踏まえた、水とみどりのネットワークの形成を図る。

○茅ヶ崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針：都市基盤の充実を図りつつ、自然的環境の保全及び共生を進め、都市環境への負荷が少ないまちを目指す。

○かながわ生物多様性計画：生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）として策定する。また、みどり計画が担ってきた、市町による都市緑地法に基づく「緑の基本計画」策定の指針としての役割を有する。

○河川整備計画：洪水、津波、高潮等による災害から貴重な生命・財産を守り、住民が安心して暮らせるよう治水・利水・環境に係る施策を総合的に展開する。

○寒川町総合計画 2040：基本構想において「つながる力で新化するまち」を目指す将来像に掲げ、基本目標「こころ穏やかに暮らせるまちづくり」を達成するために、「自然環境の保全」を政策に位置付けている。実施計画において基本構想を達成するための施策や事務事業を位置付け、社会経済環境の変化に応じて取り組みを進めている。

○寒川町都市マスタープラン：「環境とともに生きる」都市基盤の充実を図りつつ、自然的環境の保全及び共生を進め、都市環境への負荷が少ないまちを目指す。

○ツインシティ整備計画：東海道新幹線新駅を誘致する寒川町倉見地区と相模川対岸の平塚側地区とを新たな道路橋でつなぎ、両地区の機能分担と機能連携が図られた一体的な都市を整備し全国との交流連携の窓口となるゲートを形成するとともに、環境と共生するモデル都市を目指す都市づくりを目指す。

○寒川町環境基本計画：「農地を保全し、農地の持つ環境保全機能を強化し活用する」、「生き物の生息空間を保全し、生物多様性を確保する」、「都市の中の水辺や緑を創出する」などの取り組みを位置付け、計画年度の前期期間における重点プロジェクトとして、地球温暖化の要因となる二酸化炭素の吸収源の確保を目的とした樹林地の保全や都市緑化等を推進する「二酸化炭素排出実質ゼロのまちキックオフ！プロジェクト」を掲げている。

○寒川町公共施設等総合管理計画：公共施設等の現状や今後の人口推計、施設の更新に要する費用等の課題に対し、長期的な視点を持って対応策を検討し、公共施設等の在り方についての方向性を示す。

○新　川と文化のまちづくり計画：町の基本目標である「川と緑と文化のある個性豊かな町・寒川」の実現を目指し、川・緑・文化・個性をまちづくりに取り入れる方向を示す。

○寒川町防災計画：公園や緑地の積極的な確保、河川整備と連携した緑地保全による保水機能の向上等を示す。

○寒川町森林整備計画：本町の森林資源を踏まえて神奈川県が定める「かながわ森林再生５０年構想」による「身近なみどりを継承し再生するゾーン」として整備し、快適な生活環境の形成機能の発揮を図る。

２－３　みどりの課題

・本町のみどりの概要を踏まえ、現在本町が抱えるみどりの課題を整理します。

①みどりの保全のための課題

■相模川・目久尻川・小出川の水辺を骨格としたみどりの保全

○相模川・目久尻川・小出川など水とのつながりの強い土地柄であり、水辺など特徴的なみどりの保全。

○河川と水田の水辺環境と農地・樹林地が一体となった環境による生物多様性の確保。

○寒川神社・越の山・旧目久尻川沿い緑地等、核となるまとまりある緑地の保全。

○屋敷林や社寺林など小規模な樹林は年々減少しており、希少な樹林地の保全。

○町の緑地の多くを占める農地の保全。

■地球環境の保全と、相模川流域を一体的にとらえたみどりの保全

○地球温暖化や生物多様性の保全など、地球規模でのみどりの重要性をふまえた取組み。

○相模川流域は一体的な流域として捉え、山・川・海の連続性を踏まえた水とみどりのネットワークを担う認識の下での緑地の保全。





②みどりの創出のための課題

■みどりの都市づくり

○主要な都市機能が集中するまちの中心部に、寒川神社やさむかわ中央公園などの大きなみどりが配置されているとともに、市街化調整区域内の農地や樹林地等が市街地に身近な環境となっていることから、町民意向において本町における環境のイメージとして「みどりが豊かなまち」と評価されている現環境の維持。

■新たな都市づくりと緑地の保全・整備のバランスの確保

○さがみ縦貫道路開通やツインシティ倉見地区のまちづくり、など、新たな都市づくりが進行中であり、事業と一体的な公園の整備や緑化のあり方の検討が必要。

○ツインシティ倉見地区のまちづくりの中でも、環境共生都市を目指すべき都市像として設定し、自然が有する機能・魅力を生かした都市づくりを目標としており、その実現方策の検討。

○新たな公園等の整備が困難な中、大規模な拠点づくりによる新たな都市整備を活用した緑地の整備。

③みどりの整備のための課題

■町の特徴となる公園・緑地の整備

○相模川河川敷にはスポーツを楽しめる公園が整備され、町の特徴となる形成されたみどりの維持・保全。

○樹林地や農地、水辺等の町の自然を活かした、町の特徴となる公園や、町民ニーズにあわせた公園としての活用。

■身近な公園の適正な配置と維持管理

○供用開始から 20 年を経過した公園も多く、時代の潮流や町民ニーズに対応した施設の維持・管理。





④みどりの継承のための課題

○都市化が進展する中、本町の魅力である豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくため、町民・企業・行政が一体となってみどりの保全に対し理解を深め、公園の保全や緑化の推進などの取り組みの強化。

○町の良好な環境を保全するために、緑化団体の育成を通じてみどりの重要性を広報やホームページ等を用いて分かりやすく具体的に提案し、みどりの確保につなげる取り組みの強化。

○水とみどりのまちづくりを推進するにあたり、事業の計画的な推進や実現性を確保するため、進捗管理や、整備・維持管理に関して、行政、町民、関係団体、事業者などとの協働体制の構築。





第３章　みどりの将来構想

３－１　みどりの将来像と基本方針

３－１－１　みどりの将来像

みんなでつくる　水とみどりの共生都市　さむかわ

～小さなみどりをむすび大きなみどりに育てるまち～



３－１－２　みどりの基本方針

みどりの将来像の実現に向け、保全・創出・整備・継承の４つの視点から、基本方針を定めます。

みどりの保全

基本方針１：水辺を主軸とした町のみどりの骨格を守ります

基本方針２：残された希少な樹林地のみどりを守ります

基本方針３：農のみどりを守ります

みどりの創出

基本方針４：暮らしに身近な日常のみどりを創出します

基本方針５：寒川町の顔にみどりを創出します

基本方針６：みどりと共生する新しいまちを創出します

みどりの整備

基本方針７：町の特徴となる公園を整備します

基本方針８：みどりにふれあう身近な場所を整備します

基本方針９：安全・安心のためのみどりを整備します

みどりの継承

基本方針１０：水とみどり文化を醸成します

基本方針１１：みどりづくりを進める体制をつくります

基本方針１２：みどりづくりの制度を充実します

３－１－３　みどりの将来構造

みどりの将来像および基本方針に基づき、みどりの将来構造を整理します。

■寒川町のみどりのあるべき姿

・骨格となる相模川・目久尻川・小出川の水辺のみどりが守られ、人々に親しまれている
・相模野台地から相模川をつなぐ地域として、水辺や農地、樹林地の骨格となるみどりが守られている
・環境共生都市として、まちなかにみどりの拠点づくりが進んでいる
・様々な水とみどりによるネットワークの形成が図られ、みどりの軸が形成されている
・エリアの特性に応じ、身近にみどりにふれあう都市づくりが進んでいる
・水とみどりの文化が育まれ、みんなでみどりの都市づくりに取り組んでいる

■空間づくりの考え方

＜骨格となるみどりの形成＞

相模川・目久尻川・小出川の水辺とその周辺に広がる農地、点在する屋敷林や社寺林のみどりは寒川町のみどりの骨格となるものです。この大切なみどりの骨格を可能なかぎり保全します。

・相模川・目久尻川・小出川の水辺のみどり　・まとまりのある樹林地のみどり
・まとまりのある農地のみどり

＜拠点となるみどりの形成＞

規模の大きな樹林地や都市公園、学校などのみどりは、環境保全、レクリエーション、生物の生育生息、防災など、みどりの機能を発揮する拠点となります。また、鉄道の駅やインターチェンジ周辺など、町の玄関口となる場所は、都市のみどりを創出する拠点となります。この重要な役割を持つ拠点となるみどりを形成します。

・みどりと共生し、町の顔となる新しいまちのみどり
・鉄道駅やインターチェンジの周辺など町の玄関口となるみどり
・規模の大きな樹林地のみどり　・規模の大きな都市公園のみどり　・寒川神社のみどり
・学校のみどり

＜軸となるみどりの強化＞

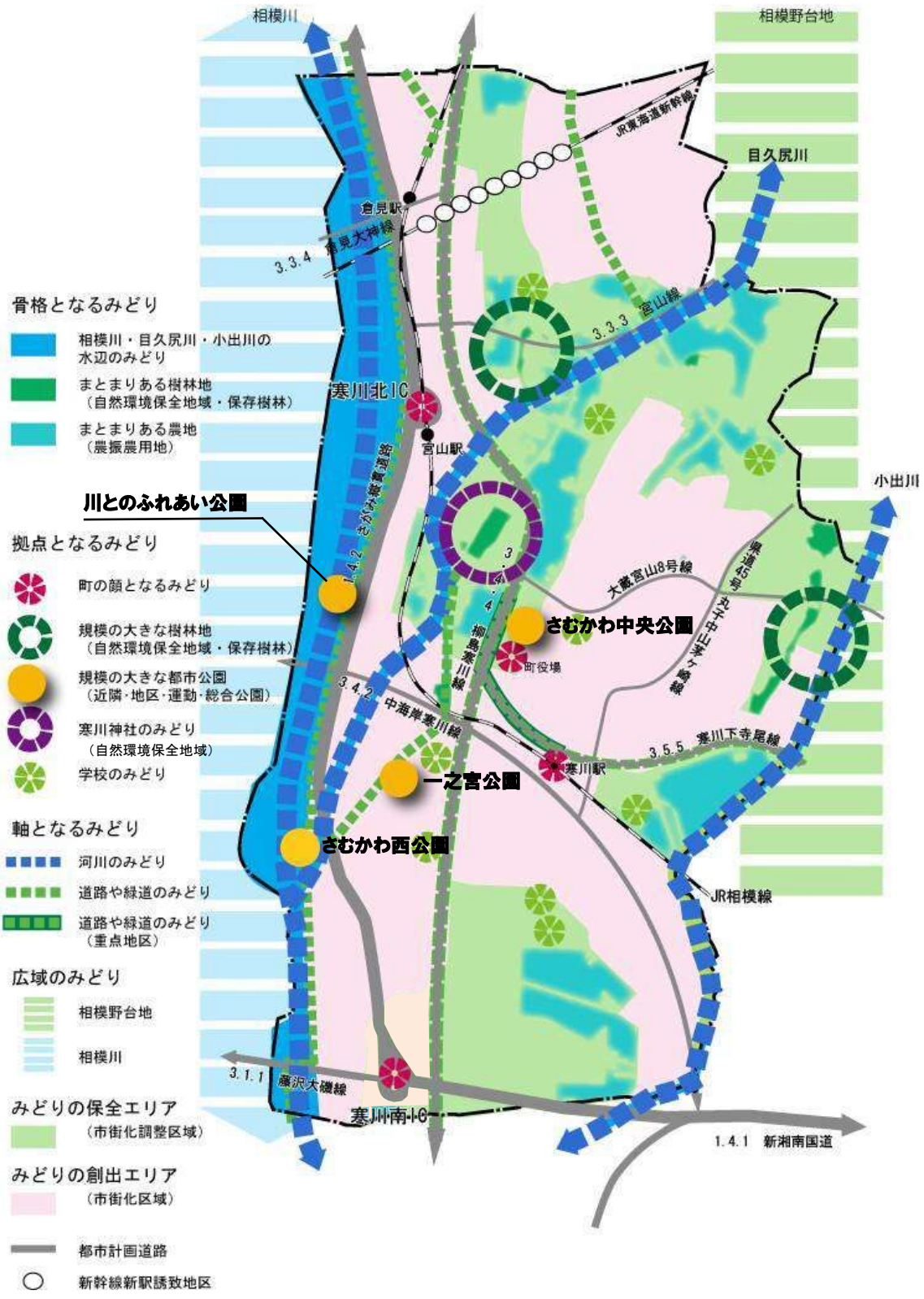
ひとつひとつのみどりは小さなものでもそれをつなげることにより、大きな効果を発揮します。寒川町ではこれまでも河川や緑道によるみどりのネットワークづくりを進めており、軸となるみどりを強化します。

・相模川・目久尻川・小出川の水辺のみどり　・緑道のみどり

＜みどりの保全エリア・みどりの創出エリアの形成＞

市街化調整区域と市街化区域の区分では、みどりの特性が大きく異なっており、それぞれの特性に応じたみどりの取り組みを進めます。

・農地を中心とした現在の緑豊かな環境を保全する市街化調整区域のエリア
・都市の中に緑を創出する市街化区域のエリア


相模川
相模野台地
JR東海道新幹線
目久尻川
倉見駅
倉見大神線
3.3.4
3.3.3 宮山線
寒川北IC
宮山駅
小出川
川とのふれあい公園
1.4.2 さがみ縦貫道路
3.4.4 柳島寒川線
大蔵宮山8号線
県道45号大木寒川線
さむかわ中央公園
町役場
3.4.2 中海岸寒川線
3.5.5 寒川下寺尾線
寒川駅
一之宮公園
さむかわ西公園
JR相模線
3.1.1 藤沢大磯線
寒川南IC
1.4.1 新湘南国道
骨格となるみどり
相模川・目久尻川・小出川の水辺のみどり
まとまりある樹林地（自然環境保全地域・保存樹林）
まとまりある農地（農振農用地）
拠点となるみどり
町の顔となるみどり
規模の大きな樹林地（自然環境保全地域・保存樹林）
規模の大きな都市公園（近隣・地区・運動・総合公園）
寒川神社のみどり（自然環境保全地域）
学校のみどり
軸となるみどり
河川のみどり
道路や緑道のみどり
道路や緑道のみどり（重点地区）
広域のみどり
相模野台地
相模川
みどりの保全エリア（市街化調整区域）
みどりの創出エリア（市街化区域）
都市計画道路
新幹線新駅誘致地区

みどりの将来構造図

３－１－４　系統別みどりの配置方針

環境保全・生物多様性・防災・レクリエーション・景観の５つの系統ごとの視点に配慮し、町民の意識向上に資するみどりを配置します。

①環境保全系統

■ヒートアイランド現象等を緩和するみどり
■環境緩衝帯など生活環境の改善のためのみどり
■環境と都市の共生のためのみどり



②生物多様性系統

■広域的にも重要な相模野台地のみどり
■まとまりある農地や樹林地のみどり
■相模川・目久尻川・小出川の水辺のみどり
■相模野台地と相模川を結ぶネットワークのみどり



③防災系統

■自然災害から町民を守るみどり
■避難場所となるみどり
■避難経路となるみどり



④レクリエーション系統

■水辺散策を楽しむレクリエーションのみどり
■河川敷を利用したレクリエーションのみどり
■自然や緑を楽しむレクリエーションのみどり
■様々な活動を楽しむレクリエーションのみどり



⑤景観系統

■町を特徴づける水辺景観のみどり
■まとまりのある田園景観のみどり
■連続した樹林地景観のみどり
■寒川神社の歴史景観のみどり
■市街地のシンボル景観のみどり



３－２　みどりの目標（数値目標）

３－２－１　計画のフレーム

（１）対象区域

計画の対象区域は以下の通り、茅ヶ崎都市計画区域の寒川町の全域とします。

区域名	計画対象市町村名	面積
茅ヶ崎都市計画区域	寒川町の全域	1,342ha

（２）人口の見通し

本町の将来人口は、「寒川町総合計画２０４０」における将来人口の目標値としています。

年次	令和2年 （2020年）	令和12年 （2030年）	令和22年 （2040年）
人口	48千人	47千人	45千人

（３）市街化区域の規模

市街化区域の想定は、現在計画されているツインシティ倉見地区を加味して、以下のように設定します。

年次	令和2年 （2020年）	令和12年 （2030年）	令和22年 （2040年）
市街化区域人口	43千人	42千人	41千人
市街化区域規模	723ha	723ha	739ha
区域内人口密度	59.5人/ha	58.1人/ha	55.5人/ha

３－２－２　計画の目標水準

2040 年を目標とした計画の目標水準を次に示します。

（１）緑地の確保目標水準

本町の都市計画区分ごとの緑地全体（施設緑地及び地域制緑地）の確保目標水準（面積及び面積割合）は以下の通りとなります。

緑地の確保目標量	市街化区域面積に対する割合	都市計画区域面積に対する割合
令和２年度現在	おおむね 48.6ha　6.7%	おおむね 379.1ha　28.2%
令和 22 年度（20 年後）	おおむね 53.3ha　7.2%	おおむね 380.8ha　28.4%

（２）都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

本町の都市計画区域内の都市公園及び都市公園等（都市公園と公共施設緑地の合計）の目標水準（町民一人当たりの緑地量）は以下の通りとなります。

年　次		令和2年（2020年）	令和12年（2030年）	令和22年（2040年）
都市計画区域人口１人当たりの目標水準	都市公園	3.91㎡/人	4.66㎡/人	5.04㎡/人
	都市公園等	11.80㎡/人	12.43㎡/人	13.45㎡/人

※2040 年の目標水準に含まれる主な都市公園

都市公園　ツインシティ倉見地区や近隣公園（さむかわ西公園）を想定

（３）目標年次までに確保を図る緑地の内訳

本町において目標年次（2040 年）までに確保を図る緑地の内訳は以下の通りです。それぞれの緑地は「第４章　みどりの基本施策」にもとづき、確保を図っていきます。

【施設緑地】

① 都市公園

・住区基幹公園は街区公園 41 箇所、近隣公園 2 箇所（新設 1 箇所：さむかわ西公園、一之宮公園）、地区公園 1 箇所（さむかわ中央公園）
・都市基幹公園は運動公園 1 箇所（川とのふれあい公園）
・都市緑地 4 箇所

・緑道 5 箇所
・都市公園全体で目標年次の 2040 年までに合計 54 箇所、22.72ha、5.04 ㎡／人を確保することを目標

② 公共施設緑地

・道路緑地は 3 箇所(寒川南・北インターチェンジの道路環境施設、寒川駅北口土地区画整理区域内歩行者専用道路)
・学校緑地は 9 箇所(既設の寒川小学校ほか)
・運動場等は 6 箇所(既設の倉見スポーツ公園等)
・児童の遊び場・ちびっこ広場は 14 箇所(既設の貴船神社児童遊び場ほか)
・公共緑化は 5 箇所(既設の寒川町役場植栽地ほか)
・公共施設緑地全体で目標年次の 2040 年までに合計 37 箇所、37.85ha、8.41 ㎡／人を確保することを目標

③ 民間施設緑地

・家庭菜園は既設の 4 箇所
・社寺境内は既設の 21 箇所(寒川神社ほか)
・民間グラウンドは既設の 2 箇所
・民間施設緑地全体で目標年次の 2040 年までに合計 27 箇所、10.29ha、2.29 ㎡／人を確保することを目標

【地域制緑地】

① 法によるもの

・法及び県条例による自然環境保全地域は既設の 2 箇所(越の山及び寒川神社自然環境保全地域)の指定を継続
・その他法によるものとして、農振農用地は既設の 1 箇所(町全域)、河川区域は既設の 3 箇所が対象
・法によるもの全体で目標年次の 2040 年までに合計 6 箇所、319.91ha、71.09 ㎡／人を確保することを目標

② 条例等によるもの

・保存樹林について既設の 2 箇所（小動及び宮山）に加え、新たに社寺林 5 箇所（行安寺、倉見神社、福泉寺、安楽寺、南禅寺）
・緑地相当の文化財として既設の 2 箇所（応神塚及び塔の塚）
・条例等によるもの全体で目標年次の 2040 年までに合計 9 箇所、1.93ha、0.43 ㎡／人を確保することを目標

以下に、目標年次(2040 年)までに確保を図る緑地の内訳一覧を示すとともに、将来の緑

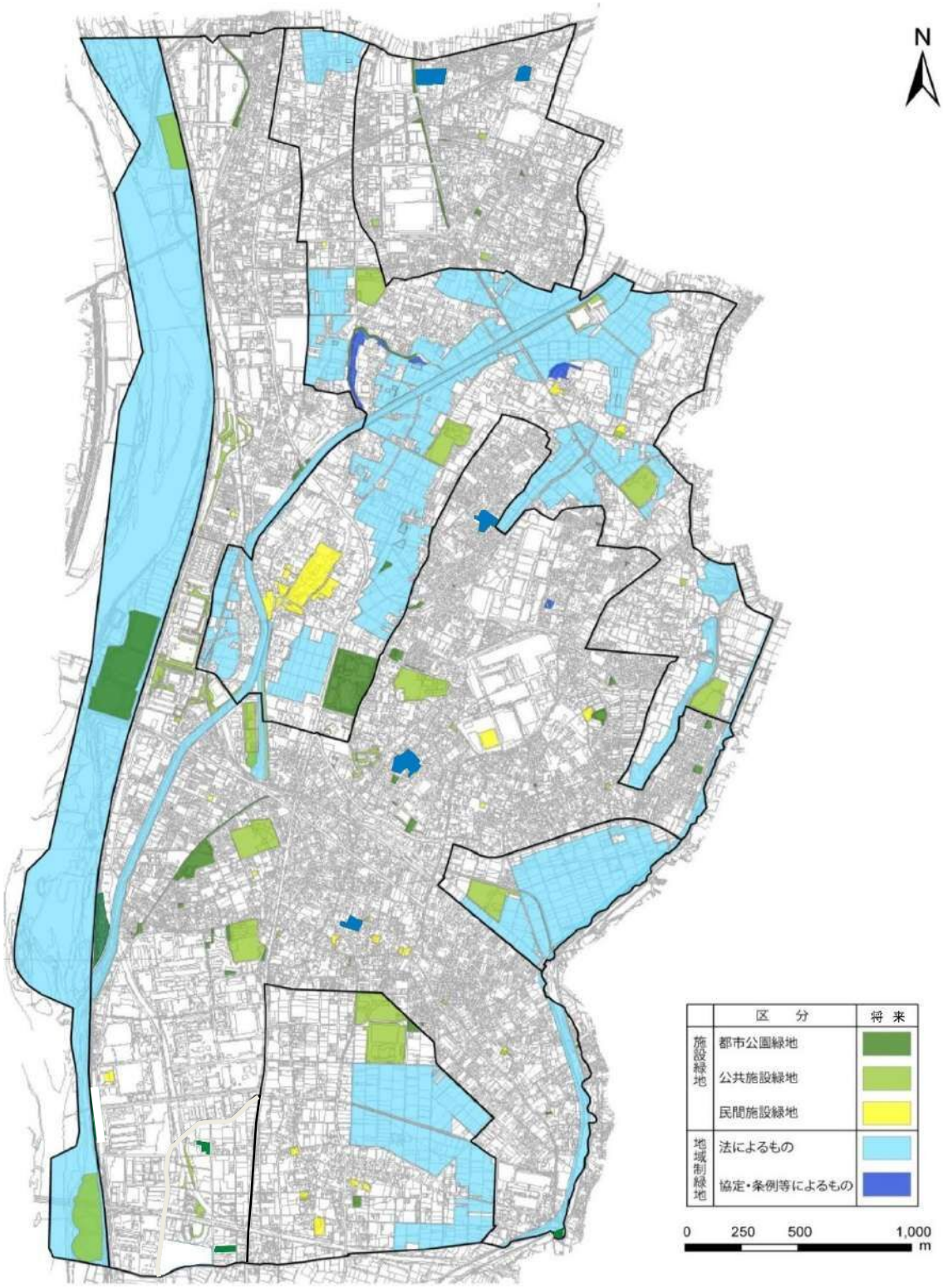
地の確保の方針となる「寒川町みどりの基本計画図」を次ページに示します。

目標年次(2040 年)までに確保を図る緑地の内訳一覧

区域区分別目標緑地量 / 緑地種別			将来市街地 整備量 ヶ所	将来市街地 整備量 面積(ha)	将来市街地 ㎡／人	都市計画区域 整備量 ヶ所	都市計画区域 整備量 面積(ha)	都市計画区域 ㎡／人
施設緑地	基幹公園	街区公園	37	3.54	0.86	41	3.89	0.86
		近隣公園	1	2.50	0.61	2	4.00	0.89
		地区公園	0	0.00	0.00	1	4.77	1.06
	都市基幹公園	総合公園	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
		運動公園	0	0.00	0.00	1	7.22	1.60
	基幹公園計		38	6.04	1.47	45	19.88	4.41
	都市緑地		4	0.48	0.12	4	0.48	0.11
	緑道		4	1.90	0.46	5	2.36	0.52
	都市公園計		46	8.43	2.05	54	22.72	5.04
	公共施設緑地		31	24.83	6.06	37	37.85	8.41
	都市公園等計		77	33.26	8.11	91	60.58	13.45
	民間施設緑地		16	3.26	0.79	27	10.29	2.29
	施設緑地計		93	36.51	8.90	118	70.86	15.74
地域制緑地	特別緑地保全地区		0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
	その他法によるもの		2	16.23	3.96	6	319.91	71.09
	法によるもの計		2	16.23	3.96	6	319.91	71.09
	条例等によるもの		7	0.81	0.20	9	1.93	0.43
	小計		9	17.04	4.16	15	321.84	71.52
地域制緑地計			9	17.04	4.16	15	321.84	71.52
施設・地域制間の重複				0.28	0.07		11.90	2.65
緑地総計			102	53.26	12.99	133	380.80	84.61

人口	将来市街地人口	41	千人
	都市計画区域人口	45	千人
面積	将来市街地面積	739	ha
	都市計画区域面積	1,342	ha
緑地の確保目標水準	将来市街地面積に対する割合	7.21	%
	都市計画区域面積に対する割合	28.38	%
都市公園等の目標水準（住民一人当り面積）	都市公園	5.04	㎡/人
	都市公園等	13.45	㎡/人

※各緑地面積の数値は㎡単位で集計し、四捨五入により算出しています。



寒川町みどりの基本計画図

第４章　みどりの基本施策

４－１　みどりの施策体系

みどりの将来構想を実現するため、基本方針に基づきみどりの基本施策を整理します。

【みどりの将来像】　みんなでつくる　水とみどりの共生都市　さむかわ　～小さなみどりをむすび　大きなみどりに育てるまち～

基本方針	施策の方向		No	みどりの施策	
みどりの保全	1：水辺を主軸とした町のみどりの骨格を守ります	河川のみどりの保全	○相模川の保全と活用	保 1-1-1	相模川の河川環境の維持・保全
				保 1-1-2	相模川河川敷の活用
				保 1-1-3	関係団体との連携による河川流域での取組みの推進
			○多自然川づくりの推進	保 1-1-4	目久尻川ふるさとの川整備等の推進
				保 1-1-5	小出川等護岸整備の際の配慮
			○水辺環境の維持管理と推進	保 1-1-6	水辺環境の維持管理活動の支援
		生物多様性の保全	○在来の動植物が生育・生息している緑地、河川等の環境の保全	保 1-2-1	開発や都市施設等の整備の際のミティゲーションの検討
				保 1-2-2	ホタル復活プロジェクトの推進
			○町内の動植物の生息・育成状況調査の実施	保 1-2-3	野生動物調査の協働による実施
			○生物多様性についての啓発	保 1-2-4	生き物観察会や生物多様性について学ぶ機会の創出
				保 1-2-5	生き物観察マップなどの活用
				保 1-2-6	自然観察スポットの創出
	2：残された希少な樹林地のみどりを守ります	まとまりある樹林地の保全	○自然環境保全地域の指定の継続	保 2-1-1	寒川神社及び越の山自然環境保全地域の継続的保全
			○保存樹林の指定の継続	保 2-1-2	旧目久尻川ふるさと緑道沿い緑地の継続的保全
		社寺林や屋敷林などの小さな樹林地の保全	○小さな樹林地の保全	保 2-2-1	保存樹木・保存樹林制度の充実
		樹林地保全のための財源確保及び管理の推進	○緑地保全のための基金の有効活用及び財源の確保	保 2-3-1	まちづくり基金の有効活用
				保 2-3-2	寄贈緑地受入体制の構築
			○住民参加による樹林地管理の推進	保 2-3-3	樹林地や樹木の分布実態把握調査の推進
				保 2-3-4	協働による保存樹木、樹林等の維持管理体制の構築
	3：農のみどりを守ります	農地の保全・活用	○農地の保全・活用	保 3-1-1	農用地区域の維持・保全
				保 3-1-2	農地の集積化・集約化の促進
			○農とのふれあいの促進	保 3-1-3	家庭菜園等の利用促進
				保 3-1-4	農業体験学習の促進
みどりの創出	4：暮らしに身近な日常のみどりを創出します	大規模な民間施設の緑化	○大規模な民間施設の緑化	創 1-1-1	みどりの協定の締結促進
				創 1-1-2	総合設計制度等の活用促進
	5：寒川町の顔にみどりを創出します	まちの顔の緑化	○駅前及び公共施設の緑化の推進	創 2-1-1	駅前周辺の緑化推進
				創 2-1-2	緑化の先導役となる庁舎や公共施設の積極的な緑化
		道路やインターチェンジ周辺の緑化	○道路やインターチェンジ周辺の緑化	創 2-2-1	インターチェンジ周辺の緑化の推進
				創 2-2-2	街路樹・緑地帯の適切な緑化の推進
	6：みどりと共生する新しいまちを創出します	環境共生都市の形成	○環境に配慮したまちづくりの推進	創 3-1-1	ツインシティ倉見地区への緑化推進
			○開発時における緑化指導	創 3-1-2	開発指導要綱の運用による指導
みどりの整備	7：町の特徴となる公園を整備します	多様で特徴的な公園整備	○ニーズや時代に即した公園・緑地の整備	整 1-1-1	ユニバーサルデザインの公園づくりの促進
				整 1-1-2	ニーズや時代に即した公園・緑地の整備促進
		公園の適切な維持管理の推進	○公園施設の長寿命化等適切な維持管理の推進	整 1-2-1	公園施設の長寿命化等適切な維持管理の推進
			○多様な主体による維持管理の促進	整 1-2-2	町民協働による公園づくりや管理・運営の推進
				整 1-2-3	指定管理者による運営・管理の検討
		計画的な都市公園等の整備	○身近な公園の整備	整 1-3-1	街区公園整備
			○大規模な公園の整備	整 1-3-2	地区公園整備
				整 1-3-3	運動公園整備
	8：身近にみどりにふれあう場を整備します	身近にみどりにふれあう場の整備	○身近なみどりのスポットの維持・整備	整 2-1-1	【都市緑地の整備】道路緑地の整備促進
				整 2-1-2	【公共施設緑地の確保】運動場等、児童の遊び場、ちびっ子広場の維持・保全
			○水とみどりを結ぶ緑道の整備	整 2-1-3	【緑道】緑道の整備とネットワーク化の推進
	9：安全・安心のためのみどりを整備します	安全･安心のためのみどりの整備	○安全・安心のためのみどりの整備	整 3-1-1	防災性の向上に資するみどりの保全
				整 3-1-2	公園の防災機能の向上促進
				整 3-1-3	防犯に配慮した公園施設の検討
みどりの継承	１０：水とみどり文化を醸成します	水とみどり文化の醸成	○みどりの情報発信	継 1-1-1	多様な情報媒体を活用したみどり情報の発信
			○水の情報発信	継 1-1-2	水に関する情報発信の促進
			○みどりのイベントの充実	継 1-1-3	緑化フェアの充実
	１１：みどりづくりを進める体制をつくります	みどりづくりを進める体制づくり	○人材育成・活動団体支援	継 2-1-1	みどり活動に関するボランティアなどの人材募集と育成
				継 2-1-2	緑化推進等を実施する関係団体の支援
	１２：みどりづくりの制度を充実します	みどりづくりの制度の充実	○制度の充実	継 3-1-1	「緑の保全及び緑化の推進に関する条例」の充実
				継 3-1-2	協働提案事業の活用推進
			○みどりの基本計画の推進	継 3-1-3	みどりの基本計画の継続的推進

※ 各施策における実施時期の目安として、以下のとおりに区分しています。

前期　：　令和 3 年（2021 年）　～　令和　9 年（2027 年）

中期　：　令和 10 年（2028 年）　～　令和 16 年（2034 年）

後期　：　令和 17 年（2035 年）　～　令和 22 年（2040 年）

４－２　みどりの基本施策

■保全－１　水辺を主軸とした町のみどりの骨格を守ります

保全１－１　河川のみどりの保全

・本町には相模川、目久尻川、小出川が流れ、河川とのかかわりの深い土地柄であり、河川沿いに広がる農地や樹林地が一体となった環境は、町のみどりの骨格となっています。
・市街地内を流下する河川は、人々の暮らしに潤いや安らぎをもたらすものであるとともに、風の道としてヒートアイランド現象の緩和など都市環境の改善や生物の生息・生育環境としても重要な役割を果たしています。
・本町の骨格となるみどりとして、この河川のみどりの保全を図ります。

施策の方向		NO	みどりの施策
河川のみどりの保全	○相模川の保全と活用	保 1−1−1	相模川の河川環境の維持・保全
		保 1−1−2	相模川河川敷の活用
		保 1−1−3	関係団体との連携による河川流域での取組みの推進
	○多自然川づくりの推進	保 1−1−4	目久尻川ふるさとの川整備等の推進
		保 1−1−5	小出川等護岸整備の際の配慮
	○水辺環境の維持管理の推進	保 1−1−6	水辺環境の維持管理活動の支援



○相模川の保全と活用

・相模川は広域的にも、また本町の自然環境としても重要な緑であり、水道の水源としても重要であることから、現在の良好な河川環境が維持・保全されるよう国へ要請するとともに、環境へ配慮しながら、河川敷について広場や公園等として活用を図ります。

施策 NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
保1−1−1	相模川の河川環境の維持・保全	都市計画課	●	●	●
保1−1−2	相模川河川敷の活用	スポーツ推進課	●	●	●
保1−1−3	関係団体との連携による河川流域での取組みの推進	都市整備課 環境課	●	●	●

具体的な実施内容

- 相模川の流域市町である平塚市、茅ヶ崎市、寒川町で構成されている相模川整備促進協議会において、相模川の適正な整備促進を国土交通省の本省及び各関係機関に向けて、毎年行っている要望活動を引き続き行います。
- 倉見スポーツ公園や川とのふれあい公園、田端スポーツ公園で相模川河川敷の有効活用を図っており、今後においても利用者の要望を反映しながら引き続き活用できるように河川管理者へ働きかけます。
- 関係団体と連携して毎年実施している相模川美化キャンペーンによる美化清掃や、関係団体が主体となって実施しているカワラノギクの圃場整備等について、広報やホームページ等を活用しながら町民への周知を図り、その活動を支援します。

○多自然川づくりの推進

・水辺の保全と適切な活用のため、河川沿いの遊歩道や水辺に触れ合うことのできる場として、目久尻川ふるさとの川整備事業等の促進を図ります。また、水辺の整備の際は多自然工法を用いるなど、野生動植物の生息・生育環境への配慮を取り入れた整備を行うよう働きかけます。

施策 NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
保1−1−4	目久尻川ふるさとの川整備等の推進	都市整備課			●
保1−1−5	小出川等護岸整備の際の配慮	都市計画課	●	●	●

具体的な実施内容

- 目久尻川沿いを遊歩道や憩いの場として活用するのに必要な用地の購入や、整備に必要な工事を順次行います。

・　**神奈川県が実施している小出川河川改修工事に伴い、野生動植物の生息や育成に影響が出ないよう有識者の助言や町民及び関係団体の要望を反映させ、多自然工法で改修を行うよう引き続き働きかけます。**

〇水辺環境の維持管理の推進

・目久尻川クリーン作戦や川とのふれあい公園の花壇への花植え、旧目久尻川ふるさと緑道の整備など、町民により水辺環境を憩いの場として保全する活動が行われています。水辺の保全と適切な活用のため、協働による維持管理活動を支援します。

施策 NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
保1－1－6	水辺環境の維持管理活動の支援	環境課 都市整備課	●	●	●

具体的な実施内容

・　**関係団体や町民と連携して行っている水辺環境の清掃活動や維持管理に必要な整備活動について、官民連携の協働を更に強化し支援します。**





保全１－２　生物多様性の保全

・本町では、河川沿いの低地には水田が広がり、平成 13, 14 年度・平成 25, 26 年度に実施した動植物現地調査や神奈川県レッドデータ 2006 において、水辺に生育する希少な動植物種が確認されています。また、自然観察会においては、水辺に生息する生き物を捕食する、サギ類やシギ・チドリ類などの生息・飛来が確認されています。

・生物多様性基本法の成立にともない、都市緑地法運用指針の中にも生物多様性確保の視点が追加されるなど、都市のみどりにおける生物多様性確保の重要性が高まっています。

施策の方向		NO	みどりの施策
生物多様性の保全	○在来の動植物が生育・生息している緑地、河川等の環境の保全	保 1−2−1	開発や都市施設等の整備の際のミティゲーションの検討
		保 1−2−2	ホタル復活プロジェクトの推進
	○町内の動植物の生息・生育状況調査の実施	保 1−2−3	野生動植物調査の協働による実施
	○生物多様性についての啓発	保 1−2−4	生き物の観察会や生物多様性について学ぶ機会の創出
		保 1−2−5	生き物観察マップなどの活用
		保 1−2−6	自然観察スポットの創出



〇在来の動植物が生育・生息している緑地、河川、湧水等の環境の保全

・開発や都市施設等の整備、農地等の整備にあたっては、既存の生物生息環境の保全・復元に配慮した整備（以下、「ミティゲーション」という）を図ります。また、生物多様性の保全に十分配慮しつつ、自然のサイクルでホタルの飛ぶ環境を復元する取組みを進めます。

施策 NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
保1−2−1	開発や都市施設等の整備の際のミティゲーションの検討	都市整備課		●	●
保1−2−2	ホタル復活プロジェクトの推進	都市整備課 環境課	●	●	●

具体的な実施内容

- 周辺の生態系に影響を与えることが懸念される大規模開発やインフラ整備の際においては、野生動植物への影響評価を実施するよう事業者に対して要請し、適切な保全対策を行うよう指導します。また、建設及び土木工事は生態系に配慮した工法・時期を選択するよう事業者と協議します。
- 関係団体が主体となって行っているホタル復活プロジェクトを推進するため、必要な資材の提供や広報活動を行う等、積極的な支援を行います。

〇町内の動植物の生息・生育状況調査の実施

・生物多様性の保全を図るため、野生動植物の生息・生育状況の実態を把握する継続的な調査を実施します。また、地域住民や関係団体との協働による生息・生育状況調査を実施します。

施策 NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
保1−2−3	野生動植物調査の協働による実施	環境課 町民協働課	●	●	●

具体的な実施内容

- 野生動植物の実態調査を継続的に実施するにあたり、野生動植物とのふれあいによる自然環境保全の意識向上効果の観点から、地域住民や関係団体との協働で実施している先進事例があります。それらを取り入れながら、寒川町の実情に合う実施体制を確立します。

〇生物多様性についての啓発

・生き物の観察会等を通じ、生物多様性について学ぶ機会の創出を図ります。また、自然観察スポットを創出するとともに、マップなどの情報提供機会の充実に努めます。

施策 NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
保1−2−4	生き物の観察会や生物多様性について学ぶ機会の創出	環境課 町民協働課	●	●	●
保1−2−5	生き物観察マップなどの活用	環境課	●	●	●
保1−2−6	自然観察スポットの創出	都市整備課			●

具体的な実施内容

- 「川の生き物調査隊」や「野鳥観察会」等の生物多様性について学ぶイベントを関係団体と連携して開催することにより、野生動植物を身近に感じる機会を創出し、地域住民の意識高揚を図ることで、生育・生息環境を守り育てる取り組みを行います。
- 「さむかわ生き物観察マップ」などの環境学習パンフレット・教材を提供することにより、野生動植物に関する情報を広めることで知識の普及を進めます。
- 目久尻川沿いに関係団体が主体となってつくった「自然観察の森」をはじめ、相模川に飛来するサギ類の観察ができる川とのふれあい公園の一角を整備する等をすることにより、自然観察が可能なスポットを創出し、野生動植物を身近に感じることができる環境を整え、環境学習を通して自然環境の大切さや必要性を学ぶ場とします。







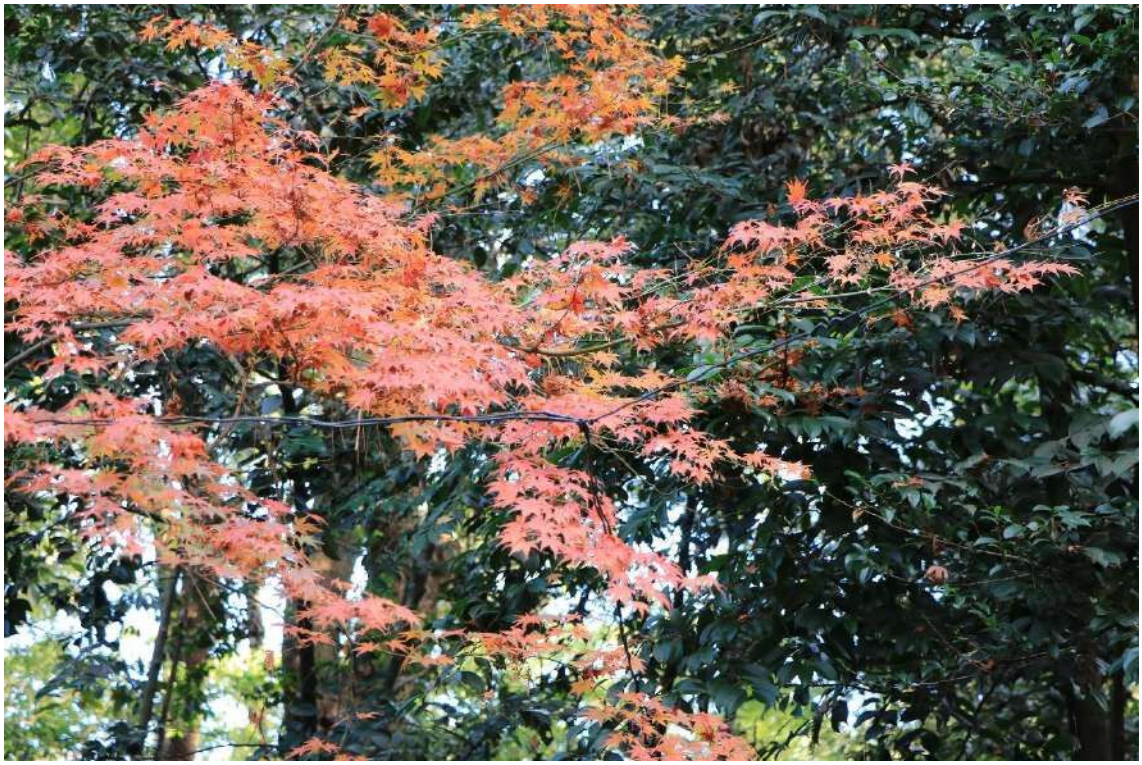


■保全－２　残された希少な樹林地のみどりを守ります

保全２－１　まとまりある樹林地の保全

・本町の樹林地面積は町全体の 1.5%と非常に少なくなっています。現存する樹林地は、本町の大切な財産として未来へ継承するよう、地域制緑地の活用により樹林地保全の担保性の向上に努めます。

施策の方向		NO	みどりの施策
まとまりある樹林地の保全	○自然環境保全地域の指定の継続	保 2−1−1	寒川神社及び越の山自然環境保全地域の継続的保全
	○保存樹林の指定の継続	保 2−1−2	旧目久尻川ふるさと緑道沿い緑地の継続的保全



〇自然環境保全地域の指定の継続

・本町の樹林地のなかで、まとまりのある寒川神社の樹林地と越の山の樹林地は自然環境保全地域に指定されており、今後も指定にふさわしい樹林地であるよう保全を推進し、必要な活動を行います。

施策NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
保2－1－1	寒川神社及び越の山自然環境保全地域の継続的保全	都市整備課	●	●	●

具体的な実施内容

・　**自然環境保全地域は、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものとして神奈川県知事が指定しています。今後も寒川神社と越の山自然環境保全地域がこの指定にふさわしいものであるよう、継続的に適正な保全を推進します。**

〇旧目久尻川ふるさと緑道沿い緑地の継続的保全

・旧目久尻川ふるさと緑道沿い緑地は、生物の生息環境となる貴重な緑地となっています。現在は「緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく保存樹林として保全されており、今後も継続して適正に保全します。

施策NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
保2－1－2	旧目久尻川ふるさと緑道沿い緑地の継続的保全	都市整備課	●	●	●

具体的な実施内容

・　**現在、旧目久尻川ふるさと緑道沿い緑地は、関係団体が定期的に保全活動を行っていることにより、適正な保全が図られています。今後においても継続して関係団体と連携し、必要な資材の支給等の支援を行って適正に保全していきます。**

保全２－２　社寺林や屋敷林などの小さな樹林地の保全

・本町に点在する社寺林や屋敷林は、昔ながらの景観を形成するとともに、市街地内に残された数少ない樹林地となっています。このため、これらの小さな樹林地の保全策について検討します。

施策の方向		NO	みどりの施策
社寺林や屋敷林などの小さな樹林地の保全	○小さな樹林地の保全	保 2－2－1	保存樹木・保存樹林制度の充実



〇小さな樹林地の保全

・社寺林や屋敷林について積極的な保全を図るため、「緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく保存樹木及び保存樹林制度の充実を図ります。

施策 NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
保2－2－1	保存樹木・保存樹林制度の充実	都市整備課	●	●	●

具体的な実施内容

- 現在、保存樹林及び保存樹木の保全に必要な助成を行わないこととしていますが、適正な保全を推進することを目的として助成を再開させることで、制度の充実を図ります。
- 保存樹木や保存樹林の指定については、その樹齢や大きさに加え、希少性や町民に親しまれる度合い等を総合的に勘案して決定すべきことであることから、指定に関する判断基準を精査し、樹木所有者や関係団体、有識者等を含めてその定義の共有化を図ります。





保全２－３　樹林地保全のための財源確保及び管理の推進

・樹林地を保全するために必要な財源確保、維持管理方策など、総合的な保全策について検討します。

施策の方向		NO	みどりの施策
樹林地保全のための財源確保及び管理の推進	○緑地保全のための基金の有効活用及び財源の確保	保 2−3−1	まちづくり基金の有効活用
		保 2−3−2	寄贈緑地受入体制の構築
	○住民参加による樹林地管理の推進	保 2−3−3	樹林地や樹木の分布実態把握調査の推進
		保 2−3−4	協働による保存樹木、樹林等の維持管理体制の構築





〇緑地保全のための基金の有効活用及び財源の確保

・緑地の保存や緑化の推進の財源として本町ではまちづくり基金を有しており、有効な活用による緑地の保全及び緑化の推進を図ります。また、寄贈緑地の受け入れ体制の整備を構築します。

施策NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
保2−3−1	まちづくり基金の有効活用	都市整備課	●	●	●
保2−3−2	寄贈緑地受入体制の構築	都市整備課			●

具体的な実施内容

- まちづくり基金は保存樹木や保存樹林の助成や、住民による公園管理を目的としている公園愛護会への支援に充てることとし、緑地保全や緑化推進、公園の適正管理等へ有効活用します。
- 現在、寒川町では寄贈緑地の受け入れ及び維持管理体制と審査基準が構築されていません。神奈川県や先進自治体等を参考にして、寒川町の緑化事情に合ったものを構築します。

〇住民参加による樹林地管理の推進

・樹林地や樹木の保全のため、その実態把握調査を推進するとともに、樹林地所有者の負担を軽減するよう、町民との協働による樹林地等の維持・管理体制の構築を図ります。

施策NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
保2−3−3	樹林地や樹木の分布実態把握調査の推進	都市整備課	●	●	●
保2−3−4	協働による保存樹木、保存樹林等の維持管理体制の構築	都市整備課		●	●

具体的な実施内容

- 樹林地や樹木の分布実態把握については、積極的に保全活動を行って頂いている関係団体と連携しながら行うことで、より正確なものになります。今後においても定期的に分布実態把握調査を実施し、整備や保全の必要性を把握しながら対策を検討します。
- 保存樹木や保存樹林の管理は当該土地所有者が行っていますが、その負担の大きさから適正に管理しきれていないのが実情です。緑化活動に興味のある地域住民や関係団体を広く募集し、活動に対する楽しさや喜びを知ってもらう機会を設けることで、協働による維持管理体制構築の足掛かりにします。

■保全－３　農のみどりを守ります

保全３－１　農地の保全・活用

・農地は、本町において最も規模の大きなみどりとなっています。また、平成 27 年には都市農業振興基本法が成立するなど都市内の農地の必要性は近年益々高まっています。このため、農用地区域の指定継続など、農地の適切な保全に努めるとともに、市街地及び周辺の農地については生産機能を維持しつつ、農地の有する環境保全機能、景観機能等の公益的な価値を高めていきます。

施策の方向		NO	みどりの施策
農地の保全・活用	○農地の保全・活用	保 3－1－1	農用地区域の維持・保全
		保 3－1－2	農地の集積化・集約化の促進
	○農とのふれあいの促進	保 3－1－3	家庭菜園等の利用促進
		保 3－1－4	農業体験学習の推進



○農地の保全・活用

・農業振興地域整備計画に基づく農用地区域の維持・保全や、遊休農地の実態調査に基づいた農地の集積化・集約化の促進により、農地の保全を図ります。

施策NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
保3－1－1	農用地区域の維持・保全	農政課	●	●	●
保3－1－2	農地の集積化・集約化の促進	農政課	●	●	●

具体的な実施内容

- 農地の適正な維持と保全を行うため、農業委員会と連携して農地パトロールを実施し、指導を継続します。また、農家数は年々減少しており、農地の適正な維持や保全には農業後継者の育成や新規就農者の受け入れに対する取り組みが不可欠です。関係機関や農業従事者と協力して取り組みを進めていくほか、現在実施している農業従事者や新規就農者への補助等の支援を継続します。
- 農業経営基盤強化促進法に基づき、農地の利用権設定の推進や、農地中間管理事業を積極的に活用し経営規模拡大を希望する農業従事者へ農地の集積と集約を図ることで、農地の維持と保全につなげます。

○農とのふれあいの促進

・遊休農地等を活用し、町民に対する家庭菜園の利用促進、未就学児や小学生を対象とした農業体験学習の支援など、農とのふれあいの促進を図ります。

施策NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
保3－1－3	家庭菜園等の利用促進	農政課	●	●	●
保3－1－4	農業体験学習の推進	農政課 学校教育課	●	●	●

具体的な実施内容

- 遊休農地の有効利用のひとつとして、家庭菜園としての活用が挙げられます。寒川町は首都圏へのベッドタウンとして側面もあることから、普段は都心に通勤している住民が、週末には仕事を忘れて趣味として家庭菜園を始めたいという需要が一定数あります。その需要に対し、現在町内の４箇所１７９区画（令和元年度末時点）で実施している家庭菜園事業の利用を継続して推進します。
- 農業を身近に感じる機会の創出として、農業体験学習を実施しています。さつまいもの定植や田植えから収穫までを行い、食べるまでの体験をすることで、農とのふれあいを促進します。

■創出－１　暮らしに身近な日常のみどりを創出します

創出１－１　大規模な民間施設の緑化

・本町は町の活力の源となる工場や事業所が多く立地し、工業系用途の占める割合も高くなっています。工場や事業所などの民間施設については緩衝緑地ともなるみどりが配されており、生活環境の保全にも役立っています。こうした良好な環境の維持に努めます。

施策の方向		NO	みどりの施策
大規模な民間施設の緑化	○大規模な民間施設の緑化	創 1－1－1	みどりの協定の締結促進
		創 1－1－2	総合設計制度等の活用促進

○大規模な民間施設の緑化

・規模の大きな工場や事業所などの民間施設は、神奈川県のみどりの協定等によりみどりの維持が図られているほか、総合設計制度の活用による緑化空間の確保についても継続して推進します。

施策 NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
創 1－1－1	みどりの協定の締結促進	都市整備課	●	●	●
創 1－1－2	総合設計制度等の活用促進	都市整備課	●	●	●

具体的な実施内容

・　大規模な開発が行われる際において、神奈川県の自然環境保全条例に基づくみどりの協定対象案件となる場合は、開発しようとする区域面積に対し緑化する面積割合を確保することとなります。開発相談時に当該案件であるかの確認を確実に行ってみどりの協定の締結促進を行うことにより、緑化の推進に努めます。

・　開発敷地内に一定割合以上の歩行者等が自由に出入りできる公開空地を設けることにより、建築制限を緩和できる総合設計制度があります。この公開空地を緑地として整備してもらうことにより、住民が親しめる緑化空間にできるので、該当する開発案件があった場合には積極的に緑化推進を指導します。

■創出－２　寒川町の顔にみどりを創出します

創出２－１　まちの顔の緑化

・まちの玄関口であり、多くの人が利用する鉄道駅や公共施設のみどりは、訪れる人へのもてなしの空間であるとともに、多くの人へみどりの大切さをＰＲする重要な空間です。まちの緑化をすすめる先導的空間として、モデルとなる緑化を図ります。

施策の方向		NO	みどりの施策
まちの顔の緑化	○駅前及び公共施設の緑化の推進	創 2−1−1	駅前周辺の緑化推進
		創 2−1−2	緑化の先導役となる庁舎や公共施設の積極的な緑化



○駅前及び公共施設の緑化の推進

・駅前周辺や庁舎、公共施設は、緑化の先導役となるよう積極的な緑化を図ります。

施策 NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
創2－1－1	駅前周辺の緑化推進	都市整備課	●	●	●
創2－1－2	緑化の先導役となる庁舎や公共施設の積極的な緑化	都市整備課	●	●	●

具体的な実施内容

- 倉見駅や宮山駅はスペース的な問題により難しいものの、寒川駅は駅前広場や歩道、駅前公園の植樹スペースを活用し、関係団体と連携し緑化の推進を図ります。
- 公共施設は将来的に縮小や統合が検討されているものの、給食センターや健康福祉総合センターの建設、庁舎や校舎の更新等が将来的に想定されます。それらには緑化の先導役となるよう、植樹帯や花壇、屋上緑化等の積極的な緑化に努めるよう設計段階から担当課に指導を行います。





創出２－２　道路やインターチェンジ周辺の緑化

・道路やインターチェンジのみどりは、まちに潤いを与えるとともに、利用する人に町を印象づける重要な空間です。また、道路のみどりは様々なみどりをネットワークする重要な意味を持っています。そのため、管理状況や道路構造、地域性などを把握した上で、それらを踏まえた道路緑化を推進します。

施策の方向		NO	みどりの施策
道路やインターチェンジ周辺の緑化	○道路やインターチェンジ周辺の緑化	創 2−2−1	インターチェンジ周辺の緑化の推進
		創 2−2−2	街路樹・緑地帯の適切な維持管理の促進



○道路やインターチェンジの緑化

・インターチェンジ周辺の緑地や街路樹・緑地帯の適切な維持管理を働きかけます。

施策 NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
創2−2−1	インターチェンジ周辺の緑化の推進	都市計画課 道路課	●	●	●
創2−2−2	街路樹・緑地帯の適切な緑化の推進	都市計画課 道路課	●	●	●

具体的な実施内容

- 寒川町にはインターチェンジが２か所あり、その形状の特性上においてデッドスペースとなる部分が多くあります。そのような場所の多くを緑地としていることから、高速道路管理者に適切な緑化を働きかけます。
- 一部の都市計画道路において街路樹と緑地帯を設けており、通行する人がみどりを親しめるスペースとして役立っています。今後も道路管理者及び関係団体と連携して緑化を働きかけるとともに、安全面や景観の観点から適正な樹種を選定することも含めて、街路樹の在り方を検討します。





■創出－３　みどりと共生する新しいまちを創出します

創出３－１　環境と共生する都市の形成

・本町ではさがみ縦貫道路の全線開通やツインシティのまちづくりなど、新たな都市基盤整備の取り組みが進められています。本町を含む県央・湘南都市圏は環境と共生する都市圏の形成を目指しており、新たなまちづくりにあたっては町が積極的に関与し、ツインシティの取り組みをはじめ、みどりと共生するまちを創出します。

施策の方向		NO	みどりの施策
環境共生都市の形成	○環境に配慮したまちづくりの推進	創 3－1－1	ツインシティ倉見地区への緑化推進
	○開発時における緑化指導	創 3－1－2	開発指導要綱の運用による指導



〇環境に配慮したまちづくりの推進

・新たなまちづくりに取り組んでいるツインシティ倉見地区や田端西地区の整備と併せた計画的なみどりの創出を図ります。

施策 NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
創3－1－1	ツインシティ倉見地区への緑化推進	倉見拠点づくり課	事業進捗に応じて		

具体的な実施内容

・　**環境と共生するモデル都市として大規模な拠点整備が位置付けられているツインシティ倉見地区において、町が積極的に関与し新たなまちづくりにふさわしい緑化の推進に取り組みます。**

〇開発時における緑化指導

・開発許可に際して適用される開発指導要綱について、みどりの創出に係る項目の運用を行い、良好なまちなみの形成に努めます。

施策 NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
創3－1－2	開発指導要綱の運用による指導	都市整備課	●	●	●

具体的な実施内容

・　**開発行為による当該敷地において、寒川町開発指導要綱に定める公園や緑地が確保されているかについて開発申請時に内容を吟味し、適正にみどりを確保するよう指導します。**

■整備－１　町の特徴となる公園を整備します

整備１－１　多様化するニーズに対応した公園の整備

・本町の公園は、街区公園が多くを占めており、小規模なものが多くなっています。少子高齢化の進行や町民ニーズの多様化に対応するため、みどりの量の充足だけでなく、みどりの質の向上に向け、利用者や地域の人々のニーズをアンケートやワークショップ等により把握し、それらを反映した特徴ある公園への既存施設等の利用転換及び既存施設等を活用した整備に努めます。

施策の方向		NO	みどりの施策
多様化するニーズに対応した公園の整備	○ニーズや時代に即した公園・緑地の整備	整 1−1−1	ユニバーサルデザインの公園づくりの促進
		整 1−1−2	ニーズや時代に即した公園・緑地の整備促進



〇ニーズや時代に即した公園・緑地の整備

・公園の新設及び改修にあたっては、文化・言語・国籍・年齢・性別・能力などの違いに関わらず誰もが使いやすい（ユニバーサルデザイン）公園づくりを進めると共に、多様な町民ニーズや時代の要請に柔軟に対応し、それぞれの公園や緑地の持つ特性を活かした整備や管理を実施します。

施策 NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
整1−1−1	ユニバーサルデザインの公園づくりの促進	都市整備課	●	●	●
整1−1−2	ニーズや時代に即した公園・緑地の整備促進	都市整備課	●	●	●

具体的な実施内容

- すべての人が公園を利活用できるよう、公園の新設や改修の際にあたっては、遊具や付帯施設にユニバーサルデザインを取り入れたものにします。
- 公園や緑地においては、急速な宅地化により増えた子育て世代によるニーズや子育ての終わった高齢者世代によるニーズ等、周囲の環境により機能のあり方に変化が生じます。整備の計画に際しては周囲の環境に留意し、必要に応じてワークショップ等を開いて地域住民の意見を取入れ、地域に合った機能を得られるようにします。





整備１－２　公園の適切な維持管理の推進

・高度成長期以降に多くの社会資本が整備されたことから、公園施設についても例外ではなく更新の時期を迎えています。本町でも公園施設の老朽化等が進む中、公園施設の適切な維持管理・改築更新について取り組むこととし、必要に応じて統廃合についても検討します。

施策の方向		NO	みどりの施策
公園の適切な維持管理の推進	○公園施設等の長寿命化による適切な維持管理の推進	整1−2−1	公園施設等の長寿命化による適切な維持管理の推進
	○多様な主体による維持管理の促進	整1−2−2	町民協働による公園づくりや管理・運営の推進
		整1−2−3	指定管理者による運営・管理の検討



〇公園施設等の長寿命化による適切な維持管理の推進

・本町では開設から 20 年以上経過し、管理が不十分な植栽や老朽化が進んだ施設を有する公園も多いことから、今後は公園の必要性を再検証し、必要な公園については施設等の長寿命化対策により、アセットマネジメントの考え方に基づく、効果的な維持管理及び改築更新を図るとともに、安全面の確保と維持管理コストの削減ならびに総合的な維持管理体制の構築を図ります。

施策 NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
整1−2−1	公園施設等の長寿命化による適切な維持管理の推進	都市整備課	●	●	●

具体的な実施内容

- **管理が不十分な植栽に対して、適切な診断及び生育状況の改善等の維持管理を実施していきます。**
- **老朽化が進んでいる公園施設において、修繕や更新の必要性を判断して優先順位が高いものをリストアップし、資金計画と合わせた長寿命化計画を早期に策定し、計画的な維持管理を推進します。**

〇多様な主体による維持管理の促進

・公園の地域特性に応じ、行政・町民・関係団体・事業者との協働による維持管理の推進や、指定管理者制度を活用した運営・管理について検討します。

施策 NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
整1−2−2	官民協働による公園づくりや管理・運営の推進	都市整備課	●	●	●
整1−2−3	指定管理者による運営・管理の検討	都市整備課 スポーツ推進課		●	●

具体的な実施内容

- **より地域に根付いた公園として適切な管理と運営が行えるよう公園愛護会の発足及びその活動を支援し、連携していきます。また、公園愛護会の発足を促進させるため、その活動を広報やホームページ等を活用して積極的に周知します。**
- **川とのふれあい公園は野球やサッカー、ドッグ・アジリティ（犬の障害物競走）等の利用者が非常に多いことから、よりきめ細やかな運営と管理が可能になる指定管理者制度を活用した運営・管理の検討を行います。**

整備１－３　計画的な都市公園等の整備

・公園は、都市環境の改善やレクリエーション、自然環境の保全、地域コミュニティの形成、景観の形成、防災など、様々な機能を有しており、本町の１人あたりの公園面積は令和２年現在 3.91 ㎡／人となっています。一方で今後、少子高齢化・人口減少の進行とそれに伴う財政の悪化が懸念されることから、必要な公園施設を絞り込み、計画的な整備を図ります。

施策の方向		NO	みどりの施策
計画的な都市公園等の整備	○身近な公園の整備	整 1－3－1	【街区公園整備】
	○大規模な公園の整備	整 1－3－2	【地区公園整備】
		整 1－3－3	【運動公園整備】



〇身近な公園の見直し

・街区公園や近隣公園は、防災やレクリエーション、地域コミュニティ形成の場など、地域の暮らしに不可欠な機能を有しており、地域ニーズに応じた公園整備が求められています。

施策 NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
整1－3－1	【街区公園整備】	都市整備課	●	●	●

具体的な実施内容

・　**街区公園の整備に際しては、周囲の環境に留意し地域住民の意見を取り入れるための実態調査を行った上で、地域に合った公園となるよう整備します。**

〇大規模な公園の充実

・さむかわ中央公園は、他の公共公益施設等と連携し、町のシンボルとなる地区公園として機能の充実を図ります。

・川とのふれあい公園は、野球グラウンドやサッカーグラウンドに加えて、ドッグ・アジリティ等の用途に頻繁に利用されている広場があり、ゆとりのあるスペースとロケーションの良さに定評があることから、町内外から多くの利用があります。河川敷を利用したレクリエーションの場となる運動公園として、その機能の維持と充実を図ります。

施策 NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
整1－3－2	【地区公園整備】	都市整備課	●	●	●
整1－3－3	【運動公園整備】	都市整備課 スポーツ推進課	●	●	●

具体的な実施内容

・　**寒川町の地区公園として代表されるさむかわ中央公園は、普段の散歩や週末の家族や仲間とのレクリエーション、また産業まつりやその他大規模なイベントの会場としての機能に加え、耐震性貯水槽や防災備蓄倉庫がある広域避難所としての防災機能や救急患者を搬送するドクターヘリの着陸場としての機能も有しています。その機能を継続して住民が享受できるよう、充実を図ります。**

・　**川とのふれあい公園は河川敷という特性上、整備において河川管理者から様々な制約が課されているものの、グラウンドやトイレの機能等に要望が多く寄せられていることから、河川管理者と積極的に協議を行うことにより、利用者の要望に即した公園となるよう機能の維持と充実を図ります。**

■整備－２　みどりにふれあう身近な場所を整備します

整備２－１　　みどりにふれあう身近な場所を整備します

・多様な緑地や緑道は、市街地における貴重なみどりとなっています。市街地のみどりとして重要な役割を担う公園は早期に多数整備することは困難であることから、様々な形態のみどりと連携することにより、その機能の補完を図ります。

施策の方向		NO	みどりの施策
みどりにふれあう身近な場所の整備	○身近な水辺やみどりのスポットの維持・整備	整 2−1−1	【都市緑地の整備】 道路緑地の整備促進
		整 2−1−2	【公共施設緑地の確保】 運動場等、児童遊園、ちびっ子広場の維持・保全
	○水とみどりを結ぶ緑道の整備	整 2−1−3	【緑道】 緑道の整備とネットワーク化の促進



○身近なみどりのスポットの維持・整備

（都市緑地）（公共施設緑地）（民間施設緑地）

・道路緑地及び都市緑地との連携を促進します。また、公園に準ずる機能を持つ運動場、児童遊園、ちびっ子広場や社寺境内地等のオープンスペースにより、地域毎の既存施設の利用転換による公園機能の補完を図ります。

施策NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
整2－1－1	【都市緑地の整備】 道路緑地の整備促進	都市計画課	●	●	●
整2－1－2	【公共施設等の緑地の確保】 運動場、児童の遊び場、ちびっ子広場の維持・保全	都市整備課 スポーツ推進課 子育て支援課	●	●	●

具体的な実施内容

- 一部の都市計画道路において街路樹と緑地帯を設けており、通行する人がみどりを親しめるスペースとして役立っています。今後も道路管理者及び関係団体と連携してみどりの整備を促進します。
- 運動場や児童の遊び場、ちびっ子広場は、公園が近くにない地域住民にとって貴重な遊び場や憩いの場であると同時にみどりと触れ合う場所であるため、定期的に実態調査を行いながら適切な保全と維持管理を推進します。また、施設等の更新の際は地域住民の意見や要望を取り入れ、地域に根付いたものとします。

○水とみどりを結ぶ緑道の整備（緑道）

・本町では、河川や用水路、廃線跡等を活用した緑道が多数存在し、人々に親しまれています。緑道によるみどりの連続は、生活環境に潤いをもたらすだけでなく、防災面や生物の生息・生育環境保全、都市環境の改善等の面からも重要です。今後も様々な事業と連携しながら、みどりのネットワークとなる緑道の整備を進めます。

施策NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
整2－1－3	【緑道】 緑道の整備とネットワーク化の促進	都市整備課	●	●	●

具体的な実施内容

- 緑道が明るく地域住民が親しめる健全なものであるよう、関係団体と連携しつつ定期的且つ適正な草刈りや樹木剪定を実施するとともに定期的に実態調査を行い、問題点を洗い出して計画的に改善を図ります。また、ネットワークとして連続性を保てるよう工夫します。

■整備－３　安全・安心のためのみどりを整備します

整備３－１　安全・安心のためのみどりを整備します

・みどりは、災害時には延焼遮断帯や避難路、防災活動拠点等、様々な機能を発揮します。既存の公園や学校、緑道等を活用しながら、防災面からの機能強化を進め、安全・安心のためのみどりを整備します。

施策の方向		NO	みどりの施策
安全・安心のためのみどりの整備	○安全・安心のためのみどりの整備	整3−1−1	防災性の向上に資するみどりの保全
		整3−1−2	公園の防災機能の向上促進
		整3−1−3	防犯に配慮した公園施設の検討



〇安全・安心のためのみどりの整備

・火災時の延焼防止やがけ崩れの防止など防災性の向上に資するまとまった樹林地や農地などのみどりの保全を図ります。また、大規模災害発生時の避難路や一時避難、救護活動などに役立つ公園の防災機能の向上を図ります。

・また、公園への防犯カメラや公園灯の設置、周辺から公園が見通せるような植栽など、防犯に配慮した公園施設の整備を検討します。

施策NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
整3－1－1	防災性の向上に資するみどりの保全	都市整備課	●	●	●
整3－1－2	公園の防災機能の向上促進	都市整備課 町民安全課		●	●
整3－1－3	防犯に配慮した公園施設の検討	都市整備課 町民安全課		●	●

具体的な実施内容

- 現状ある樹林地や農地の中で防災の機能を保有しているものについて、適切に維持管理を行うとともに、必要性を検証した上で防火性の高い樹種（イチョウ、サザンカ、シラカシ等）への植え替え等についても検討を行います。
- 防災機能がある公園（さむかわ中央公園や寒川駅前公園）についてはその機能が失われることがないよう運用と維持管理に努めます。現在、防災機能がない公園についてはその機能の必要性を検討し、必要に応じて機能の確保に努めます。
- 公園灯は、省エネ且つ明るさのあるＬＥＤ照明灯に順次更新することでランニングコストの削減に努めることとし、防犯対策として防犯カメラの導入を検討します。

■継承－１　水とみどり文化の醸成

継承１－１　水とみどり文化の醸成

・本町は相模川・目久尻川・小出川に囲まれていることから川との関わりがとりわけ深く、みどりを保全・継承していくためには、人々の水とみどりへの関心を高め、みどりとふれあう暮らしが文化となって広がっていくことが重要です。みどりとふれあう機会や情報の提供により、水とみどりの文化を醸成します。

施策の方向		NO	みどりの施策
水とみどり文化の醸成	○みどりに関する情報の発信	継1−1−1	多様な情報媒体を活用したみどり情報の発信
	○水に関する情報の発信	継1−1−2	水に関する情報発信の促進
	○みどりのイベントの充実	継1−1−3	緑化フェアの充実



〇みどりに関する情報の発信

・ホームページ、地域情報誌等多様な情報媒体を活用したみどりに関する情報の発信を推進します。

施策 NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
継1－1－1	多様な情報媒体を活用したみどり情報の発信	都市整備課	●	●	●

具体的な実施内容

・　行政や関係団体、町民が行った緑化活動や季節毎のみどりに関する情報を、ホームページや広報誌等により積極的に発信します。また、関係団体が発行しているみどりに関する情報誌についても、広く周知されるよう支援します。

〇水に関する情報の発信

・相模川は、県内各地に飲料水を提供する重要な水源であるとともに、相模川をはじめ目久尻川、小出川とその周辺は町民の憩いの場として、水と親しむ身近な環境であることから、水に関する情報を発信してまいります。

施策 NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
継1－1－2	水に関する情報発信の促進	都市整備課	●	●	●

具体的な実施内容

・　県営水道や河川協会で発行している水に関する広報誌等を積極的に配布し、水に関する情報発信に努めます。

〇みどりのイベントの充実

・産業まつりに合わせて行われる緑化フェアの充実を図るとともに、小出川彼岸花まつりなどのみどりのイベントを支援します。

施策 NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
継1－1－3	緑化フェアの充実	都市整備課	●	●	●

具体的な実施内容

・　緑化フェアでは子供から高齢者まで広く緑化に興味を持ってもらえるよう、手作り体験や苗木の配布を行う等、工夫を凝らし充実させるよう努めます。

■継承－２　みどりづくりを進める体制づくり

継承２－１　　みどりづくりを進める体制づくり

・みどりづくりを進めるためには、行政・町民・関係団体・事業者による協働が不可欠です。多くの主体が取り組めるよう、みどりづくりに積極的に参加できる体制づくりを進めます。

施策の方向		NO	みどりの施策
みどりづくりを進める体制づくり	○人材育成・活動団体支援	継 2−1−1	みどり活動に関するボランティアなどの人材募集
		継 2−1−2	緑化推進団体等ボランティア団体の支援



○人材育成や関係団体の支援

・落ち葉はきボランティア、花壇ボランティア、公園ボランティアなど、みどりづくりを担う人材や団体を募集するとともに、研修の実施やみどりづくりを行う空間や資材の提供などの活動を継続することができるような支援を行います。

施策NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
継2−1−1	みどり活動に関するボランティアなどの人材募集	都市整備課	●	●	●
継2−1−2	緑化推進等を実施する関係団体の支援	都市整備課	●	●	●

具体的な実施内容

- 関係団体の意見や提案を取り入れながら、ホームページや広報でみどりの活動に関する情報を積極的に公開しつつ、活動を継続することができるように必要な人材の募集を行います。
- 関係団体と密に調整を行い、活動に必要な関係各課との調整や必要な資材の調達、広報活動を行うことにより、団体活動を継続させ、より盛り上げることができるよう支援を充実させます。





■継承－３　みどりづくりの制度の充実

継承３－１　みどりづくりの制度の充実

・みどりづくりを進めるためには、それらを実現するための制度が重要であり、財源も必要となります。また、行政だけでなく、町民や町民団体、事業者との連携を図り、協働のもとに取り組む必要があります。そのため、様々な主体がより積極的にみどりづくりや保全活動に取り組めるよう、様々な制度の活用促進や制度の充実を図ります。

施策の方向		NO	みどりの施策
みどりづくりの制度の充実	○制度の充実	継 3－1－1	みどりの保全及び緑化の推進に関する条例の充実
		継 3－1－2	協働提案事業の活用推進
	○みどりの基本計画の推進	継 3－1－3	みどりの基本計画の継続的推進



〇制度の充実

・本町では「緑の保全及び緑化の推進に関する条例」により、みどりづくりの活動を支えてきました。一方で、これらの制度は社会経済情勢の変化や町民のみどりに対する関心の高まりなどにより、制度の見直しが望まれる部分もあります。将来にわたり、みどりづくりや保全活動を支える制度として活用できるよう、それぞれの制度の充実を図ります。

・また、町と町民が協力し、地域課題の解決に取り組む協働事業について、みどりづくりへの積極的な活用を推進します。

施策NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
継3－1－1	「緑の保全及び緑化の推進に関する条例」の充実	都市整備課	●	●	●
継3－1－2	町と町民の協働事業提案制度の活用推進	都市整備課 町民協働課	●	●	●

具体的な実施内容

・　「緑の保全及び緑化の推進に関する条例」において、保存樹木等の保全に必要な助成を定めているものの、現在は助成を行わないこととしています。この助成を再開することで、保存樹木等を適正に保全します。

・　公園や緑道の運用や維持管理、諸問題等の課題に対し、協働事業提案制度を活用して目的達成に向かう取り組みを推進します。

〇みどりの基本計画の推進

・本町でのみどりづくりを進めるため、本計画の継続的な推進を行います。

施策NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
継3－1－3	みどりの基本計画の継続的な推進	都市整備課	●	●	●

具体的な実施内容

・　PDCA サイクルによる計画の見直し、施策の定期的な進捗状況のチェック、具体的な事業の進捗などを寒川町総合計画２０４０の実施計画期間に合わせて実施することにより、成果の確認と反省点の見直しを行い、本計画の継続的な推進を図ります。

第５章　特徴あるみどり環境の整備・保全の方針

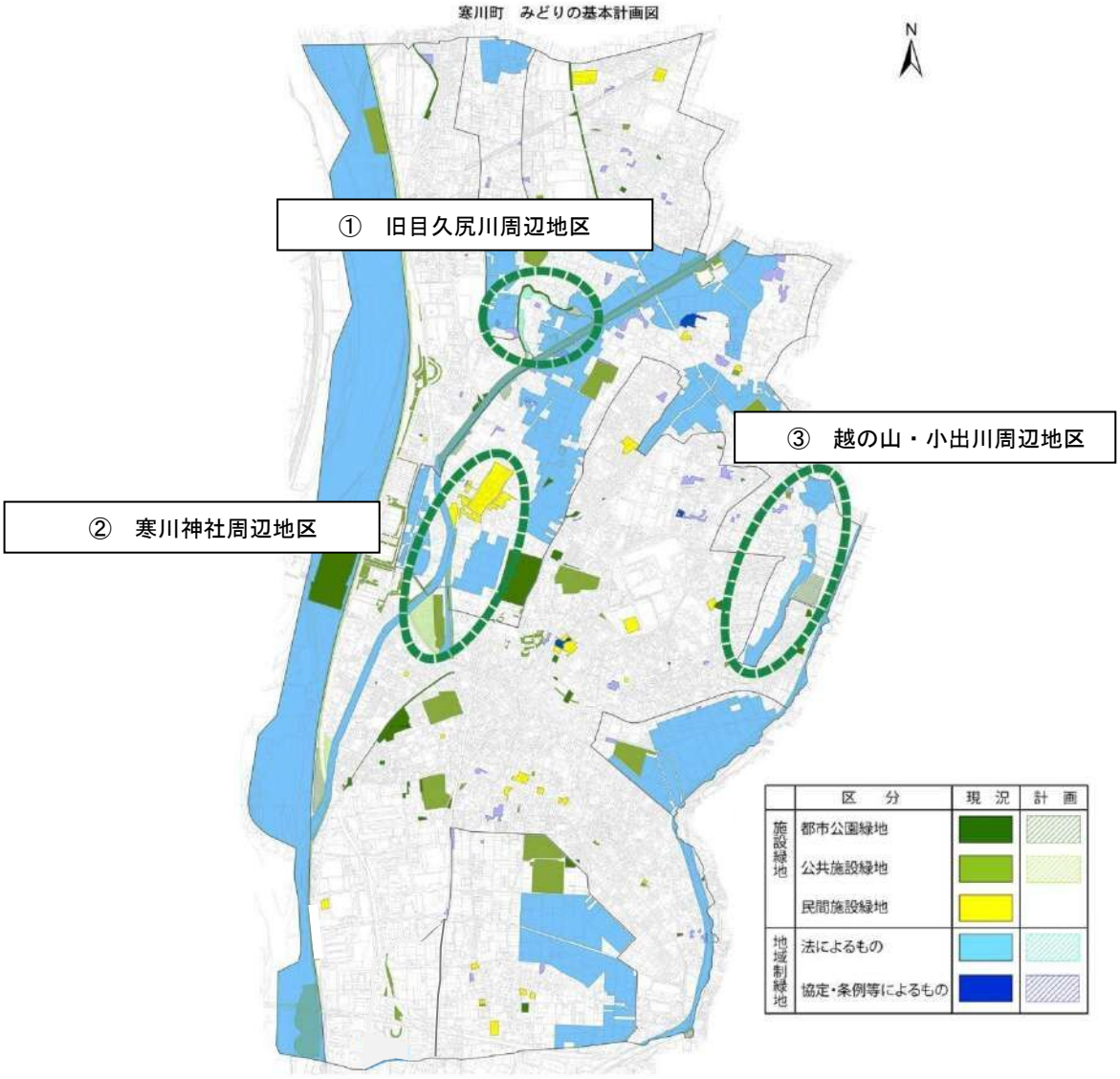
５－１　特徴あるみどり環境地区の設定

みどりづくりの施策を効果的に展開するため、特徴あるみどり環境の整備・保全を図る地区を定めます。本町では、まとまりあるみどりが非常に少ないことから、みどりの将来構造図において、「まとまりある樹林地」と位置づけられる自然環境保全地域及び旧目久尻川ふるさと緑道沿い樹林地について、その特徴を生かした整備・保全を図るべき地区として定め、今後のみどりづくりに関する活動の方針とします。

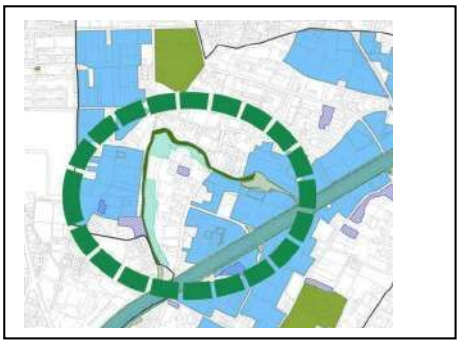
５－１－１　特徴あるみどり環境地区設定の意義

風致景観や生物多様性の保全、町民の自然とのふれあいの場の提供等の観点から、自然的環境に富んだ地区のみどりは、非常に貴重な存在となっています。みどり環境の地区設定を行うことにより、今後のみどりに関する整備・保全の様々な活動に一定の方向性を見定められ、貴重な特徴あるみどり環境を残すことに繋がります。

５－１－２　特徴あるみどり環境地区



５－１－３　特徴あるみどり環境地区別の整備・保全の方針



①　旧目久尻川周辺地区

【対象地】

旧目久尻川及びその周辺樹林を対象とします。



【基本的考え方】

旧目久尻川周辺地区は、目久尻川の旧河道に隣接して残存する樹林地を含む地区です。クヌギやコナラを主体とした樹林地で、目久尻川の水辺環境と一体的な地区特有の生態系の保全を図ります。また、地区内には都市計画道路宮山線が都市計画決定されており、環境に配慮した道路整備手法を協議・検討します。

【整備・保全の方針】

○野生生物の生育・生息環境に配慮した樹林地の活用及び管理の実施

野生生物への配慮を図るため、継続的な生育・生息環境調査を実施します。また、土地所有者のニーズに応じて、町民や関係団体等との協働による管理を実施します。さらに当地区は、旧目久尻川ふるさと緑道や自然観察の森が整備されるなど、人々がみどりや水辺にふれあう空間としての整備がなされており、来訪者による生息地のかく乱が生じないよう、必要に応じた立ち入り制限やマナーの向上策を講じます。





〇周辺の水辺環境の維持

本地区の環境は目久尻川の水辺環境により成立していることから、周辺環境の維持・保全として水質の向上及び河川環境の美化に努めます。

〇環境に配慮した道路整備の促進

都市計画道路宮山線の整備にあたっては、生物の生息環境に配慮した道路構造を検討するとともに、生息状況に応じた整備手法を促進します。また、既存樹林が極力残存する方策とします。





〇旧目久尻川ふるさと緑道延伸の検討

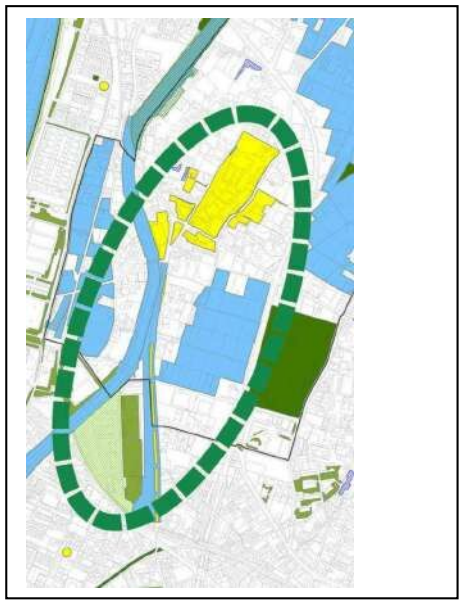
旧目久尻川ふるさと緑道の延伸による目久尻川の遊歩道との接続を行い、目久尻川と合わせた歩行者の回遊ルートの形成を図ります。

旧目久尻川ふるさと緑道の延伸にあたっては、隣接する樹林地について一体的な保全を図ります。





②　寒川神社周辺地区



【対象地】

参道を含む寒川神社とその周辺地区を対象とします。



【基本的考え方】

寒川神社周辺地区は、1500 年以上もの歴史を有する寒川神社の境内地、参道及びその周辺地区です。寒川神社の境内地には樹齢 300 年以上のマツ、スギのほか樹齢 100 年をこえるシイ等が生育することから、寒川の歴史を伝える風致景観として保全を図ります。

また、当地区は市街化調整区域に位置していますが、道路沿道等には住宅や商業施設の立地も見られることから、寒川神社の歴史・文化や自然環境と調和を図れるまちづくりを目指します。

【整備・保全の方針】

○寒川神社周辺を含めた良好な環境の保全

寒川神社及びその参道は神奈川県自然環境保全条例による自然環境保全地域に指定されており、寒川の歴史を伝える良好な風致景観の保全及び形成を図ります。

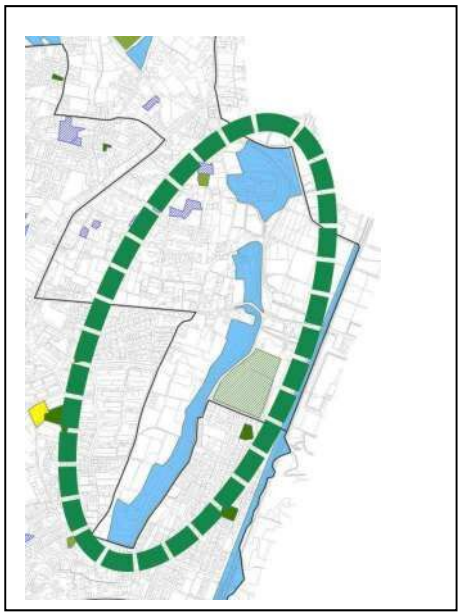
○歴史・文化や自然環境との調和を図れるまちづくり

本地区は歴史・文化を感じるみどりが形成されていることから、周辺地域については歴史・文化景観に配慮したまちづくりを図ります。





③　越の山・小出川周辺地区



【対象地】

神奈川県自然環境保全条例による自然環境保全地域に位置付けられている越の山、小出川の周辺を対象とします。

【基本的考え方】

本地区は町東側に位置し、丘陵地から小出川へ向けて町内でもまとまった斜面林が残されています。生息・生育する野生動植物の種類も多く、生物の生息・生育地としても貴重な自然環境となっています。また、周辺の住宅地は本地区の樹林地を背景としたみどり豊かな環境が形成されており、都市環境形成の観点からも貴重な樹林地の保全を図ります。

また､小出川の堤防上は毎年秋に小出川彼岸花まつりが開催されるヒガンバナの名所として、多くの人でにぎわっており、今後ともその保全・活用を図ります。

【整備・保全の方針】

○ビオトープネットワークに配慮した樹林地の整備・保全活動の推進

本地区は、小出川の対岸に周辺地域の里山保全の核となる茅ヶ崎里山公園が立地しています。里山の自然環境が豊かに残されていることから、生態的な連続性にも配慮した樹林地管理方策について検討し、町民や関係団体との協働による整備・保全の活動を推進します。





〇小出川とヒガンバナの保全・活用

ヒガンバナの名所として有名な小出川とその堤防については、関係団体との協働により、ヒガンバナや河川環境の保全と活用を図ります。



〇小出川の多自然工法による護岸整備の促進

本地区の小出川は、河川管理者による護岸整備が進められています。整備により水辺の野生動植物の生息や育成に影響が出ないよう、多自然工法による整備を促進します。





第６章　計画の推進について

６－１　計画推進のための仕組みづくり

６－１－１　計画推進のための役割分担

本計画の将来像を実現し、みどり豊かなまちとするためには、今あるみどりを適切に保全するとともに、まちなかのみどりの質を高め、未来へ継承していく必要があります。

そのため、町は国や県と連携しながらみどりづくりを進めるとともに、町民や関係団体、事業者も主体的に取組みを進めることが求められます。

そこで、各主体がそれぞれの役割を認識し、様々な施策において主体的に、連携を図りながら取組みを進めるため、各主体の役割を示します。

（１）行政の役割

行政は、本計画に基づき、各施策を積極的に進めるとともに、町民や関係団体、事業者によるみどりづくりをバックアップする体制や制度の整備に努めます。本計画に基づき、各施策推進のため、みどりに関する情報の発信を行い、みどりに関心を高めるため、普及啓発、人材育成に努めます。また、緑化推進のために企業や町民との関係構築を図り、町民が自ら推進する事業の実効性を高めるため、そのバックアップに努めます。行政が実施する公共施設整備では、緑化の推進に努めます。

（２）町民の役割

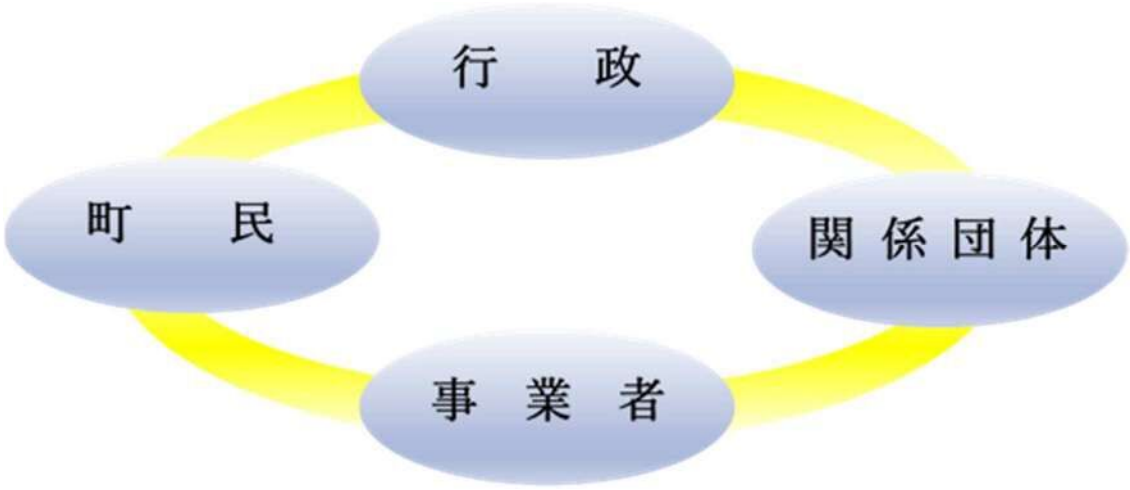
町民は、みどりへの愛情や理解を深め、家庭や地域において積極的に緑化活動に取り組み、自らがみどりづくりの主体として、活動の輪を広げていく役割を担うことが望まれます。

（３）関係団体の役割

関係団体は、行政とともに緑化推進やみどりの保全及び整備活動のけん引役として、町民や事業者のみどりに関する活動を支援するとともに、積極的に活動を展開する役割を担うことが望まれます。

（４）事業者の役割

事業者は、事業所の積極的な緑化の推進や保全に取り組むとともに、地域のみどり活動に積極的に参加するなど、地域社会の一員としての役割を担うことが望まれます。



役割分担のイメージ

６－１－２　計画の推進体制の整備と財源について

本計画を推進していくためには、目標値を定めた各施策を計画的且つ継続的に様々な主体により取り組むとともに、適切に推進・管理していく必要があります。このため、庁内の連携や本計画を実現するための体制と推進に伴う財源の考え方を次のとおり示します。

（１）庁内の推進体制

みどりに関する施策は多岐にわたっており、本計画を実現するためには庁内組織の幅広い連携が不可欠です。

そこで、本計画を推進していくにあたり、都市計画課内の各担当間の調整を図るとともに、環境課とみどりに関する施策について、協働文化推進課と協働のまちづくりについて連携を図っていきます。

また、都市計画課が中心となり、みどりに関連した施策の推進について庁議など庁内の既存の会議の場を通じて関係する部署との調整等を図ります。

（２）協働のまちづくりによる計画の推進

本町では自治基本条例の中で自治の基本理念を「町民と町が協働するまちづくり」とし、取り組みを進めています。

本計画の推進にあたっても、町民協働のための諸制度を活用し、町民との協働によるみどり豊かなまちづくりの形成を目指します。

（３）財源の考え方

現状、緑化推進に係る財源については緑化基金を主体として活動ができるものの、今後において公共施設の再編や拠点整備等の大型事業を勘案すると、大幅に基金を増やすことは厳しい状況です。新たな財源として、社会資本整備総合交付金や森林環境譲与税の活用等の検討が課題となります。

６－２　計画の評価と見直し

６－２－１　ＰＤＣＡサイクルによる進行管理

本計画の将来像の実現に向けては、各施策を着実に推進するとともに、定期的な進行管理を行うことが重要です。このため、ＰＬＡＮ（計画）→ＤＯ（実行）→ＣＨＥＣＫ（評価）→ＡＣＴＩＯＮ（改善）のＰＤＣＡサイクルによる進行管理を行い、計画の実行性を高めていくものとします。

（１）ＰＬＡＮ（計画段階）

本計画に定めた各施策について、詳細な事業計画や取組み手法などを策定します。

（２）ＤＯ（実行段階）

行政や町民、町民団体などが連携を図りながら、各施策を実行します。

（３）ＣＨＥＣＫ（評価段階）

各施策の実行状況について毎年度の振り返りを行うとともに、計画の節目となる時期に個別施策に対する進捗を点検・評価します。また、緑化フェア等のイベントを活用し、みどりの状況やみどりづくりの活動に対するアンケート調査等を実施します。

（４）ＡＣＴＩＯＮ（改善段階）

（３）CHECK の結果を踏まえ、施策の見直しや改善が必要な場合は取り組みの見直しを行います。

６－２－２　計画の定期的な精査と見直し

平成 7 年度に策定された前計画は、計画の精査や見直しを行う仕組みが用意されていなかったことから、策定以来、目標年の平成 27 年度まで 20 年間見直し等が行われず、その間の本町を取り巻く大きな変化への対応ができなくなっていました。

本格的な少子高齢・人口減少時代の到来など、社会経済情勢は今後も激しく変化することが予想されます。このため、ＰＤＣＡサイクルによる進行管理を通じて進行状況の確認を行い、見直しの必要性が高い項目がある場合、部分見直し等も含め適時に計画を見直していくものとします。

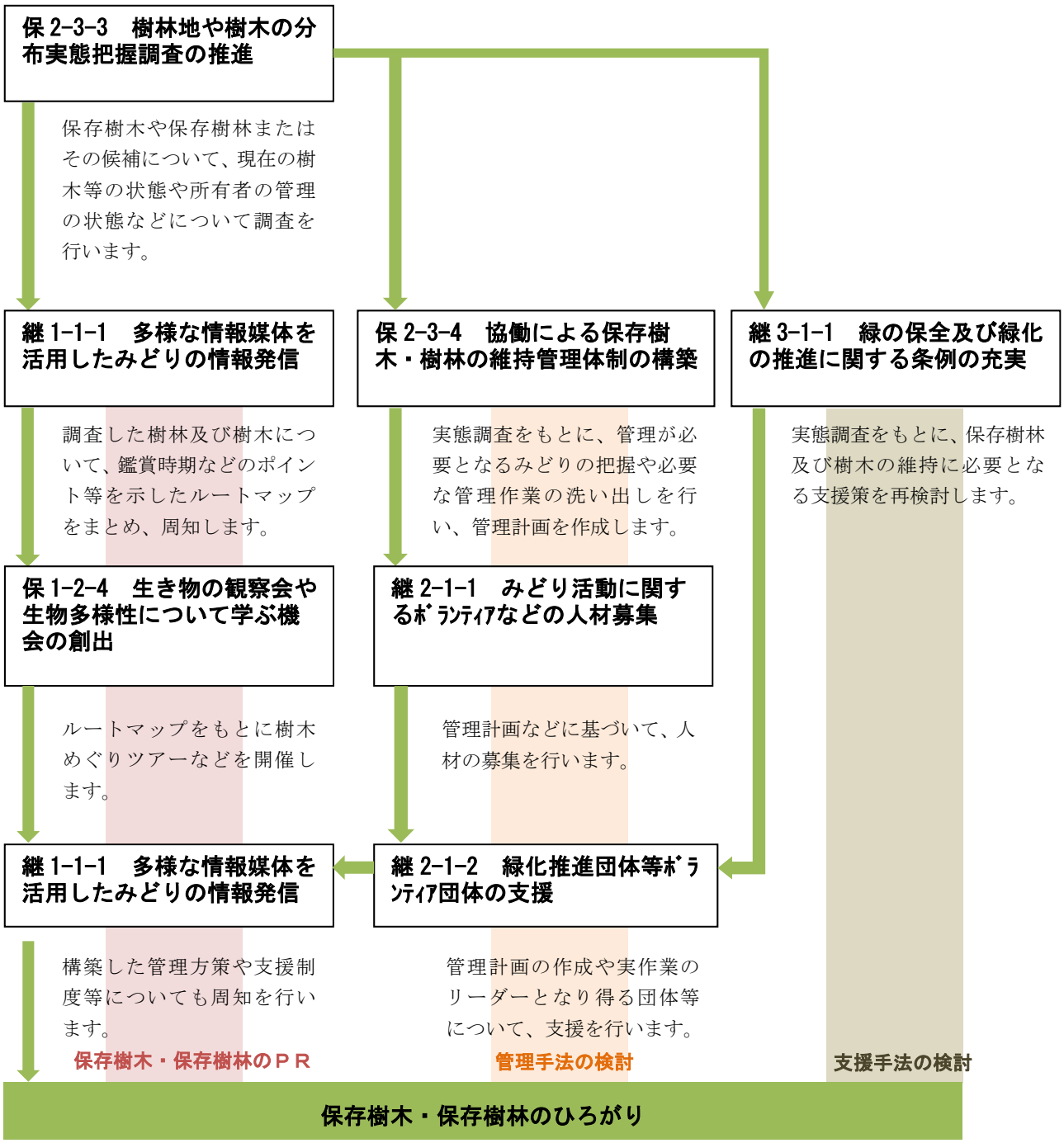
尚、各施策の進捗状況の把握は毎年行うものとし、寒川町総合計画 2040 の実施計画策定時期（4 年毎)の節目の時点で定期的に計画の振り返りと方向性を精査し、計画の見直しの必要性が高いと判断された場合は、目標年次より前の時点であっても計画を全面的に見直しすることを検討します。

６－３　推進プログラム

６－３－１　推進プログラム設定の考え方

本計画に定めた各施策は、単独で実行されるものもありますが、各施策が相乗的・複合的に実施されることにより効果をさらに発揮するものが多くあります。みどりを取り巻く状況に応じてその展開は異なりますが、各施策の効果的な運用を目指し、参考となる推進プログラムを整理します。

■保存樹木・保存樹林をひろげようプログラム（例）



samukawa

改定　寒川町みどりの基本計画

平成８年　３月　策定

令和３年　４月　改定

寒川町　都市建設部　都市整備課　都市みどり担当

TEL　0467-74-1111

FAX　0467-75-9906

E mail　mizumidori@town.samukawa.kanagawa.jp